ring ring

平成28年度

事業報告書
及び決算書

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目　　次

(ページ)

1　総括 -1-

2　管理運営施設の概要 -4-

3　管理財産等の内容 -5-

4　組織 -6-

5　職員状況 -7-

6　社会福祉法人京都府社会福祉事業団役員名簿 -8-

7　理事会・評議員会開催状況 -9-

8　監事監査実施状況 -9-

9　指定管理施設運営状況 -10-

(1) 法人事務局 -10-

(2) 心身障害者福祉センター -16-

(3) 洛南寮 -30-

(4) 東山母子生活支援施設 -43-

(5) 視力障害者福祉センター -49-

(6) 桃山学園 -55-

(7) こども発達支援センター -65-

10　受託施設運営状況 -71-

発達障害者支援センター -71-

11　自主事業運営状況 -74-

在宅福祉支援センター -74-

12　職員研修実績 -77-

13　各施設外部派遣研修参加実績 -80-

14　介護職員初任者研修実績 -81-

15　各施設実習生受入実績 -83-

16　利用満足度アンケート調査結果について -84-

17　苦情対応状況 -92-

18　附属明細書 -94-

19　決算報告書(計算書類等) -126-

１　総　括

平成 28 年度は、第三期目（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）として京都府が設置する６つの社会福祉施設の指定管理業務がスタートする初年度であり、今後の５年間を方向付ける非常に重要な年度であるとの認識のもとに、次のような取組を行った。

(1) 虐待防止策等の推進

平成27年度に法人内で発生した虐待事案に係る検証を通じて明らかになった諸課題の改善に昨年度に引き続き法人を挙げて取り組んだ。まず、施設運営の透明性を高めるため、外部専門家を中心に構成した法人虐待防止委員会を開催し、研修の実施状況や職員セルフチェック、施設間相互チェック等の取組状況を報告するとともに、外部委員に各施設で開催する事故防止委員会に出席いただく等による実地調査を実施し、施設運営に係る助言・指導をいただいた。また、職員の意識改革や支援力の向上を図るため、虐待防止研修や専門研修等を本部及び施設において実施した。さらに、各施設において、日々の朝礼や引継ぎ等により職員間の情報共有に努めるとともに、施設外部委員の参画を得て施設虐待防止委員会を開催したり、利用者や保護者等の声を聞く機会を設け、風通しのよい施設運営に努めた。

また、非常災害時への対応を進めるためリスクマネジメントワーキングチームを設置し、震災等に係る防災マニュアルの検討を進めるとともに、相模原市の障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、府の財政的御支援のもとで各施設への防犯カメラや非常通報装置等の整備を進める防犯対策を実施した。

(2) 社会福祉法改正への対応

平成 28 年３月に成立した経営組織のガバナンス強化や透明性の確保、財務規律の強化等をねらいとする社会福祉法改正の平成 29 年４月の本格的施行に向けて、国等から運用に係る細部の情報収集を行いながら、理事会や評議員会の権限や定数の変更、評議員選任・解任委員会の設置、理事長の職務権限の明確化や業務執行理事としての常務理事の設置、評議員会による理事等の報酬等支給基準の決定などを主な内容とする定款変更案を作成し、12 月に理事会、評議員会で承認を得た上、所轄庁に届出し定款変更手続きを完了させた。変更後の定款に基づき平成 29 年２月に評議員選任・解任委員会を開催し、法改正に対応した評議員の選任を行うとともに、３月の理事会では定款細則や経理規程等必要な関連規程等の整備を行った。

(3) 収支バランスの取れた健全な財政運営

第三期目にあっては、収支バランスの取れた健全な財政運営を行っていくため、毎月の管理会議で収入の増減分析等を行いながら予算執行管理に努めた。

利用料収入については、障害福祉サービス等事業収入において心身障害者福祉センターが年間を通してほぼ満室状態を維持し予算を上回る収入を確保する一方、桃山学園の障害児支援施設の利用者数が低迷し当初予算を大きく下回った。利用者に係る収入が措置費収入として京都府に入るため、直接は事業団収入に反映されないものの、洛南寮が利用者数では養護老人ホーム、救護施設とも年間を通じて定員に近い利用者数を確保するとともに、桃山学園児童養護施設においても昨年度を上

回る利用者数を確保した。医療事業収入においては、附属リハビリテーション病院、こども発達支援センターとも当初予算を若干上回る収入が確保できた。今年度は、福祉・介護職員処遇改善加算制度による 13,000 千円程度の収入増を得たこともあり、法人の総額としては当初予算を上回る収入が確保できた。

支出については、昨年度に引き続き、当初予算で設定された賞与の支給総額(205,000 千円)を基本とする人件費の抑制を行いつつも、一方で福祉・介護職員処遇改善加算制度を活用し、非正規職員を中心として手当、賞与の改善も図った。また、10 万円以上の固定資産物品の購入や修繕の実施について、各施設から法人事務局への事前協議制を取り入れ、不要不急な執行をチェックするとともに、医薬材料費や水道光熱費等の事業費・事務費の節減に努め、支出総額として昨年度を若干下回ることができた。

これらにより事業活動計算書の経常活動増減において、10,891 千円プラスの収支差額となり健全な財政運営を達成することができた。

(4) 福祉サービスのあり方の見直し

業務のあり方の見直しを進め、利用料収入の確保と効果的な人員配置による利用者サービスの向上を図るため、洛南寮養護老人ホームについて、施設内利用者への介護サービスの提供の見直しを行った。従来、法人内の訪問介護事業所「ヘルプ洛南」による外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護として介護サービスを提供してきたが、平成 27 年度介護報酬改定において、養護老人ホームにおいてもいわゆる一般型特定施設の指定も受けることが可能となったことから、平成 29 年度から一般型に移行すべく関係機関との調整を含めた諸準備を進め、平成 29 年３月の理事会、評議員会において「ヘルプ洛南」廃止に係る定款変更が了承された。

また、視力障害者福祉センターにおけるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師について、より質の高い養成をめざしたカリキュラム改正が､厚生労働省において平成 28 年 10 月に決定され、平成 30 年度から実施されることとなったことから、事業団内に外部委員の参加を得たカリキュラム等検討ワーキング会議を設置し、対応策の検討を行った。その結果、利用者状況を踏まえつつ効果的により質の高い養成ができるよう、あん摩マッサージ指圧師の養成について、中卒者を対象とした「高等課程」を廃止して、高卒者を対象とした「専門課程(あマ指)」を新設、併せてあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の養成を行う「専門課程（あはき)」も含めた総定員を 90 人から 60 人に変更する方向性を固め、今後必要な準備を進めていくこととした。

また、新規事業として当初予定していた、洛南寮や生活訓練事業所「ひまわり」など退所者の受入を想定するグループホーム開設や就労継続事業の取組は、継続的な利用者確保や採算性等の面から着手を見送ることとしたが、将来に向けた取組としてこども発達支援センターにおける放課後等デイサービスの導入を検討していたところ、京都府との協議が整い、当該事業の実施とそれに必要な新棟整備の事業費が京都府の平成 29 年度予算に計上された。

さらに、施設における福祉サービス関して、施設管理責任の観点から点検し、適切なサービス提供ができるようにしていくため、施設長会議において弁護士から裁判事例等のレクチャーを受けて管理責任として求められる水準を確認したところであり、平成 29 年度の主要な取組として、各施設のマニュアル整備を推進し、職員への徹底と不断の改善・点検を行うことで当該責任が果たせるよう、推進していくこととした。

(5) 人材育成の強化と広報活動の推進

一人ひとりの職員が法人経営に積極的に参画し、主体的に行動できる人材育成の一環として、人事考課制度について、職員が年度計画と連動して目標設定を行い、その達成支援を行う目標管理的要素を新たに導入した制度に改め、平成 29 年度から実施していくこととした。また、新たに各施設の主任層職員で構成する研修委員会を立ち上げ、職務階層に応じて果たすべき役割等と当該階層別の研修内容を明記したキャリアパス・研修体系の整備等を行い、平成 29 年度から運用し人材育成の強化を図ることとした。さらに人材確保や法人活動のＰＲを推進するため、各種就職説明会への参加・開催や大学・専門学校への訪問等を行うとともに、ホームページで各施設が積極的にブログ更新を行うなど情報発信に努めた。

2　管理運営施設の概要

(1) 指定管理施設

施設名称	所在地	施設種別	定員	受託年月日	設立年月日
京都府立心身障害者福祉センター （所長：久保　俊一）	城陽市中芦原	障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練(生活訓練) ・施設入所支援 ・短期入所（空床型） 附属リハビリテーション病院 体育館	50名 50名 10名 50名 1名 病床数25床 －	昭和52年8月2日 昭和58年11月1日	昭和53年4月1日 昭和57年4月1日 昭和58年11月1日
京都府立洛南寮 （寮長：伊藤　勝敏）	京田辺市大住仲ノ谷14－1	救護施設 養護老人ホーム	100名 100名	昭和57年8月1日	昭和22年2月28日
京都府立東山母子生活支援施設 （施設長：森口　哲次）	京都市東山区清水四丁目185－1 （京都府立家庭支援総合センター内）	母子生活支援施設	20世帯	昭和58年4月1日	昭和22年1月15日
京都府立視力障害者福祉センター （所長：井川　善博）	京都市左京区下鴨森本町21	障害者支援施設 ・就労移行支援（養成施設） ・施設入所支援	90名 90名 40名	昭和58年11月1日	昭和23年7月1日
京都府立桃山学園 （園長：岩本　俊也）	京都市伏見区桃山町遠山50	障害児入所施設 ・施設入所 ・短期入所 ・日中一時支援事業 児童養護施設 ・施設入所 ・子育て支援事業	 30名 3名 30名 (短期利用事業含む)	昭和59年4月1日	昭和23年10月31日 昭和29年4月1日
京都府立こども発達支援センター （所長：山下　達久）	京田辺市田辺茂ヶ谷186－1	児童発達支援センター ・福祉型 ・医療型 ・児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援	 30名 30名 1日5名 － －	平成15年8月1日	平成15年10月1日

※　平成18年6月1日より全施設の管理代行者として、管理・運営を行う。

(2)　自主事業

施設名称	所在地	事業内容	定員	開始年月日
在宅福祉支援センター （所長：清水　努）	城陽市中芦原 （府立心身障害者福祉センター体育館内）	相談支援事業所TOMO ・特定相談支援 ・一般相談支援 ホームヘルプステーションゆう ・居宅介護 ・重度訪問介護	－ －	平成25年4月1日 平成26年11月1日

(3)　受託施設

施設名称	所在地	施設種別	定員	受託年月日	設立年月日
京都府発達障害者支援センター （センター長：竹村　忠憲）	京都市伏見区竹田流池町120 （京都府精神保健福祉総合センター内）	－	－	平成19年4月1日	平成19年10月29日

平成29年3月31日現在

3　管理財産等の内容

(1)　指定管理施設

施設の名称	土地	建物	
		建物面積	延床面積
京都府立心身障害者福祉センター	56,151.61㎡		11,059.87㎡
京都府立洛南寮	11,295.00㎡		6,316.84㎡
京都府立東山母子生活支援施設	－	1,305.63㎡	1,305.63㎡
京都府立視力障害者福祉センター	3,888.12㎡		3663.61㎡
京都府立桃山学園	12,709.27㎡		4,134.39㎡
京都府立こども発達支援センター	9,577.67㎡		1,845.80㎡

(2)　受託施設

施設の名称	土地	建物	
		建物面積	延床面積
京都府発達障害者支援センター	－	－	－

4　組織

法人名	社会福祉法人　京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長　　金谷　浩志
設置主体	京都府
基本金	10,000,000円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地

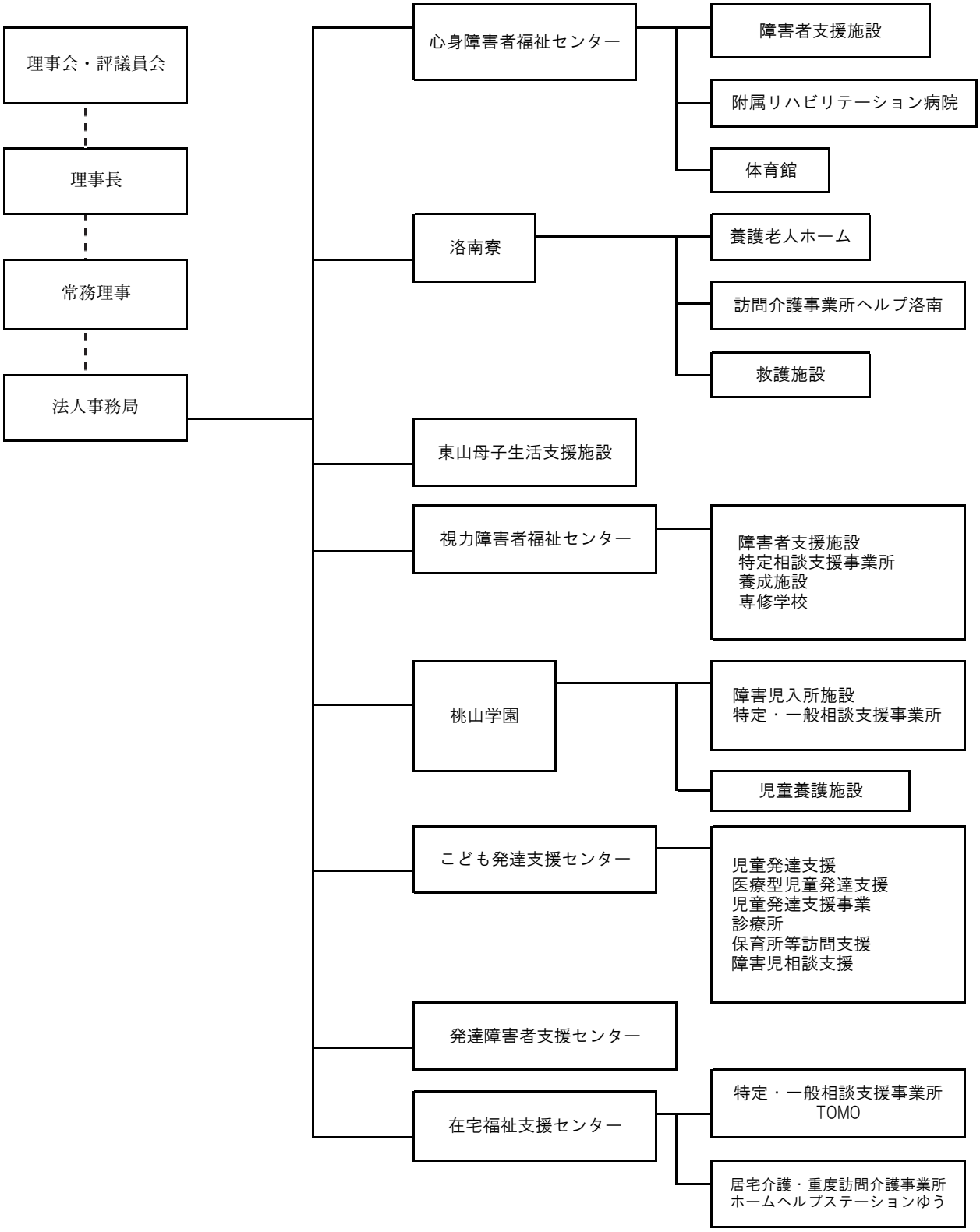

平成29年3月31日現在

5　職員状況

（ア）職員数　　（単位：人）

区分 / 施設名	常勤職員					小計	非常勤職員			小計	合計
	プロパー	再雇用	府OB	府派遣	契約職員		再雇用	嘱託職員	臨時職員		
法人事務局	7			1	3	11	0.13			0.13	11.13
心身障害者福祉センター	31	1	2		5	39	0.8	4.7		5.5	44.5
附属リハビリテーション病院	33	1		1	2	37	0.7	5		5.7	42.7
洛南寮	26		1		11	38	0.8	6.6		7.4	45.4
東山母子生活支援施設	7				2	9				0	9
視力障害者福祉センター	16				2	18		1.7		1.7	19.7
桃山学園	22		1		8	31		2.75		2.75	33.75
こども発達支援センター	36		1	2	11	50		4.45		4.45	54.45
発達障害者支援センター	4					4	0.8			0.8	4.8
在宅福祉支援センター	2				1	3		1.6		1.6	4.6
合計	184	2	5	4	45	240	3.23	26.8	0	30.03	270.03

※平成29年3月31日現在

※非常勤職員は、常勤換算で勘定

※事務局については、理事長、常務理事、産業医は含めない。

※附属リハビリテーション病院については、宿直医は含めない。

※洛南寮、東山ファミリーホーム、視力障害者福祉センター、桃山学園については、嘱託医は含めない。

（イ）勤続年数別職員数　　（単位：人）

3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	平均勤続年数	合計
45	16	37	23	35	28	13年	184

※プロパー職員のみ勘定

(ウ）年齢構成別職員数　　（単位：人）

22歳以下	23歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	平均年齢	合計
0	22	45	59	54	4	43才	184

※プロパー職員のみ勘定

6　社会福祉法人京都府社会福祉事業団役員名簿

平成29年3月31日現在

職　名	氏　名	備　考
理事長	金谷浩志	
常務理事	森本幸治	
理事	磯彰格	(福)南山城学園理事長
〃	伊藤勝敏	(福)京都府社会福祉事業団京都府立洛南寮長
〃	北川靖	京都府医師会副会長
〃	久保俊一	京都府立医科大学副学長
〃	宮本隆司	(福)京都府社会福祉協議会常務理事
監事	大槻明司	京都府民間社会福祉施設職員共済会常務理事
〃	人見敏之	公認会計士
評議員	有賀やよい	精神科医
〃	今西美津恵	京都府看護協会会長
〃	岡本民夫	同志社大学名誉教授
〃	奥田登志男	京都こども文化会館理事長
〃	杉原優子	京都府介護福祉士会会長
〃	徳川輝尚	(福)京都太陽の園理事
〃	藤田良一	京都府老人福祉施設協議会副会長
〃	森洋一	京都府医師会会長

※ 理事は、評議員を兼務（各50音順に記載）

7　理事会・評議員会開催状況

区　分	第 86 回 理 事 会 第 25 回 評 議 員 会	第 87 回 理 事 会 第 26 回 評 議 員 会
開催年月日	平成28年5月27日（金）	平成28年12月5日（月）
開 催 場 所	京都府立総合社会福祉会館	京都府立総合社会福祉会館
出 席 理 事 出席評議員	6　人 11　人	6　人 13　人
欠 席 理 事 欠席評議員	1　人 4　人	1　人 2　人
出 席 監 事	2　人	2　人
議　　案	第1号議案　平成27年度決算及び事業報告について 第2号議案　定款の変更について 第3号議案　理事長職務代理者の指名について 第4号議案　理事長の専決事項について 原案のとおり同意を得た	第1号議案　定款の変更について 第2号議案　評議員選任・解任委員会に関する運営細則について 第3号議案　評議員選任・解任委員会委員の選任について 第4号議案　評議員候補者の推薦について 原案のとおり同意を得た

8　監事監査実施状況

区　分	実 施 日 ・ 場 所	監 査 事 項
監事監査	平成28年5月18日（水） 京都府立総合社会福祉会館	平成27年度各事業及び各会計決算について 事業は適正に実施され、各会計決算については、正確に処理されていることを認められた。

9 指定管理施設運営状況

（1） 法人事務局

【概況】

平成 28 年度は、第三期指定管理者としての初年度であり、今後の 5 年間を見据えた足固めを行う重要な年度であることを踏まえ、財務面では積立金の取崩に頼らない収支均衡した運営を行うとともに、法人事務局として次のような課題対応を推進した。

虐待防止については、「法人虐待防止委員会」を中心に委員会の開催や外部委員の施設実地調査を推進する等風通しの良い職場づくりを進めるとともに、虐待防止や実務専門研修を実施し職員の意識改革や技術力向上等に取り組んだ。

また、平成 28 年 3 月末に成立した社会福祉法の改正に対応するため、国等からの情報収集に努め、理事会や評議員会の構成や運営方法等の検討を行い、定款変更手続きを完了させるとともに、必要な規程整備等を行った。

さらに、人事考課制度の改正や職員のキャリアパス・研修体系の整備等を行い、人材育成の強化を図るとともに、人材確保や法人活動のPRを推進するため、積極的な情報発信を行った。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取組みの強化

ア 法人虐待防止委員会の定期開催や委員の実地調査による法人内各種取組みの点検・進行管理

- 法人虐待防止委員会を年2回（6 月・3 月）開催し、法人の取組状況や翌年度の計画等を報告・協議
- 外部委員が3施設、延べ7回・12人実地調査し、取組の改善への助言・指導を実施

イ 福祉サービス第三者評価の受診（心身障害者福祉センター、東山母子生活支援施設、桃山学園児童養護施設）及び自己評価（他施設）の推進

- 心身障害者福祉センター（障害者支援施設）、東山母子生活支援施設、視力障害者福祉センター、桃山学園（児童養護施設）、こども発達支援センターの 5 施設が第三者評価を受診し、昨年度との 2 年間で全ての施設が受診完了

ウ 施設職員チームでの施設間相互チェックや職員セルフチェックの実施による風通しのよい職場づくりの推進

- 主任～課長補佐層を施設横断的に6チームの小グループに編成し、全6施設を訪問。施設の雰囲気や環境をチェックし、改善策等を提案
- 「セルフチェックシート」を活用して、職員自身が虐待防止の取組事項を毎月自己点検し、その集計結果を職員にフィードバック。施設長が必要に応じて個別面接を行い、助言等実施

施設間チェックの様子（こども発達）

虐待防止研修の様子（講師：社会福祉法人みずき福祉会 理事長 阿部美樹雄氏）

エ　虐待防止研修や各種技術研修の実施による職員の意識改革と技術力向上の推進

・アンガーマネジメントをテーマとする全職員対象の虐待防止研修を8～9月に3回に分けて実施（233 名参加）

・実務専門研修を次の2つのテーマで実施

「障害者差別解消法について」 参加者延べ 42 名

「ABA(応用行動分析)の基礎」 参加者延べ　67 名

実務専門研修「障害者差別解消法について」対話形式での研修の様子

オ　児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への積極的参加

・オレンジバッジの貸与制度を整備し、職員の携帯を推進

(2)危機管理体制の強化

ア　非常災害時の対応マニュアルの充実と京都府災害派遣福祉チームへの参加、近畿ブロック事業団の災害対応チームへの参画などによる体制強化

- 各施設の次長･総務課長を中心とした、リスクマネジメントワーキングチームをたちあげ、地震等非常時の対応マニュアルの点検･見直し作業に着手。次年度に作業継続
- 熊本における地震災害時に京都府災害派遣福祉チームの一員として職員 1 名を派遣（5/19～5/25）
- 近畿地区の社会福祉事業団で構成するワーキング会議にて、相互応援体制の強化を図るよう各種懸案事項を整理。災害シミュレーション訓練も実施（12/9 ）

イ　本部事故防止推進員の施設事故防止委員会への参画による事故防止対策の推進

- 昨年度に引き続き、本部事故防止推進員 3 名が各施設事故防止委員会に参画（延べ 36 回）。事故･ヒヤリハット事例を検証し、予防対策等を助言

ウ　施設利用者からの苦情抽出への迅速な対応と対応状況の外部への公表

- 苦情解決システムの改善を図るため、検討チームを立ち上げ、各施設の苦情対応状況を分析。解決結果のホームページでの公表等課題への対応は次年度に繰越

2. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)組織管理体制の強化

ア　社会福祉法改正に備えた理事会･評議員会等の運営体制の変更（新規）

理事会・評議員会の様子

- 平成 28 年 12 月に理事会･評議員会を開催し、法改正に対応した理事会や評議員会の権限や定数の変更、評議員選任･解任委員会の設置、理事長の職務権限の明確化や業務執行理事としての常務理事の設置、評議員会による理事等の報酬等支給基準の決定などを主な内容とする定款変更を決議。翌年 2 月 8 日付けで所轄庁が定款変更認可

イ　会計業務の透明化を目的とした会計監査人の導入（新規）

- 法令上、当事業団の財政規模が会計監査人の導入の要件に非該当のため、導入を見送り

ウ 「総合戦略参与」の設置による戦略的な経営改革を推進（新規）

・ 総合戦略参与が新規事業の検討やキャリアパス・研修体系の整備など法人内の横断的な課題対応に参画し、法人運営改革の基盤整備を推進

エ 経営改善基本計画の更新

・ 平成28年度からの 5 カ年の第三期指定管理に係る事業計画書を基本計画と位置づけ、当該計画を推進

（2）業務改善の推進

ア 業務改善推進プロジェクトにおいて各施設におけるアクションプランを進行管理し、改善取組みを推進

・ 四半期ごとにアクションプランの実施状況を確認し、進行管理。翌年度は事業計画をアクションプランと位置づけ、理事会で進行管理

イ 経営検討会議や広報委員会と同様に、特定の課題に応じた「委員会」や「チーム」、「連絡会」を柔軟に編成し、職員の主体的な参画の下で解決のための取組みを検討・推進（新規）

・ リスクマネジメントチーム・苦情対応のあり方検討チーム・研修委員会・研修計画策定会議など課題に応じたチーム等を編成し、取組みを推進

（3）人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 人事考課制度の運用状況を検証し、一層の活用方法を検討実施

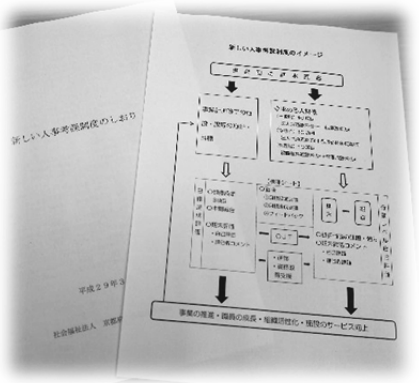

「新しい人事考課制度のしおり」を作成し職員へ周知

・従来の制度が十全に実施されていないことを踏まえ、人事異動等年間の業務サイクルと連動して取り組みやすくするため、実施始期を秋から春に移行するとともに、人材育成を主眼に、職員が年度計画と連動して目標設定を行い、その達成支援を行う目標管理的要素を新たに導入し、平成 29 年度から実施

イ 介護支援等従事非正規職員の処遇改善の実施と非正 規職員の職制のあり方（一般職等）の検討推進による安定的な人材確保（新規）

・福祉・介護職員が処遇改善加算制度を活用して、処遇改善手当（毎月）や処遇改善特別賞与（12 月・3 月）を創設し、非正規職員の処遇改善を実施。非正規職員の職制のあり方の検討は未着手

ウ 研修委員会を設置し、キャリアパスの構築と連動した研修受講管理を推進（新規）

・ 各施設の主任層職員で構成する研修委員会をたちあげ、職務階層に応じて果たすべき役割等を明記するとともに、当該階層別の研修制度を整備した法人共通のキャリアパスを作成。平成29年度から研修受講管理を行いながら運用開始（研修委員会6回/年）

研修委員会での議論の様子

エ 専任講師による施設別の技術支援や改善提案等コンサルティングの実施（新規）

・ 法人共通のキャリアパス作成を優先する必要がある中で、個別性を考慮するコンサルティング方式は

見送り

オ　エルダー制度の充実やフォローアップ研修(若年職員対象)の重点実施等、職員の離職防止に向けた取組み強化

・　新採職員個々に半年間先輩職員をエルダーとして配置し、日常的支援を行うとともに、その後全員対象のフォローアップ研修を実施しサポート。翌年度に向けてエルダー対象のアンケートを実施し、職員の意見を反映させた「エルダー制度の手引き」を新たに作成

エルダー期間終了後のアンケートを参考に手引きを作成（H29～使用）

カ　就職説明会や施設見学会等人材確保の取組み強化

・　7月実施の採用試験に向けて、広報委員会による事業団独自の就職説明会を開催。内定者を対象に施設見学会や懇談会等を開催し、内定から就職までの間をフォロー(内定辞退者なし)

若手職員が自施設を紹介した内定者施設見学ツアー

3. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)地域福祉への貢献

ア　「新規事業推進チーム」を設置し、在宅福祉支援の充実や施設入所者の地域移行促進をめざした新規事業の開設準備の推進(新規)

・　新規事業推進チームでの検討において、在宅福祉支援の充実や施設入所者の地域移行の取組みは、採算性や人材確保面から着手を見送り、こども発達支援センターにおける放課後等デイサービスの実施や、洛南寮養護老人ホームの特定施設入居者生活介護の外部サービス型から一般型への移行の方向性を整理

イ　地域の介護者支援として介護技術等講座の実施

・　外部講師に依頼の上、家族に要介護者を抱える府民等を対象とした介護技術講座を実施(3回/延97人参加)

昨年度に引き続き大盛況であった府民等を対象とした介護技術講座

ウ　(福)京都府社会福祉協議会主催の京都地域福祉創世事業(わっかプロジェクト)への参加(新規)

・　府社協にわっかプロジェクトの趣旨や実施状況を確認しつつ、新規事業推進チームにおいて検討したが、具体的事業の方向性が整理できず実施に至らず。次年度に繰越

エ　災害時の地域住民の安心を図ることを目的とした福祉避難所としての施設開放(京田辺市)(新規)

・　大規模災害時において要配慮者を受入れる二次的避難所としての役割を果たすため、設置協定を締結した京田辺市と運営マニュアルの協議や緊急通報設備整備を実施

(2)広報活動の強化

ア　ホームページやパンフレット・機関紙等既存の広報ツールの充実

・ 各施設が積極的にブログページを更新し、施設の取組みや職員の思いなどを効果的な写真や文章で表現し発信することが定着。採用パンフレットのリニューアルや名刺デザインの作成、機関紙にて施設の特集ページを設けて発信するなど積極的に広報ツールを活用

イ 広報委員会による PR 動画作成や SNS の活用など新たな方法による広報活動の強化

・ 広報委員会において、就職希望の学生に向けた動画内容を、働く職員の生の声が伝わるよう改善。また、Facebook 等 SNS 活用も検討し、平成 29 年度から実施予定。他団体主催の就職フェア等へも事務局と施設との協力体制で参加し、発信力を向上

PR 動画を活用した事業団独自の就職説明会を開催

福祉フェアの法人 1 分間リレートークで事業団の魅力を PR

ウ 実習生の積極的な受入等を通じた大学等との連携強化や対外的な研究発表の推進による情報発信の強化

・ 事業団に実習生の受入や講師派遣の依頼がある大学・専門学校を訪問する等により積極的に情報発信

大学での講義の様子

4. 効率的・効果的な管理運営の方策

(1)利用料収入等の確保及び経費の効率的執行

ア 各施設における利用増の取組み(実行計画)の進捗管理

・ 各施設が実行計画を作成し、目標とする収入額や利用者数等を毎月の実績と比較分析の上、施設長等で構成する管理会議において取組状況を進捗確認。利用料収入について、前年度比 34,552 千円増(平成 27 年度 864,691 千円　平成 28 年度 899,243 千円)

イ 三半期予算管理制度による支出経費の抑制及び予備費の効果的執行

・ 社会福祉法改正を踏まえ、三半期ではなく四半期に予算を配分の上、執行管理を徹底した結果、収支の均衡を図ることができ、積立金を取り崩すことなく運営

ウ 月次決算ごとのシミュレーションによる収支バランスに考慮した人件費の執行

・ 人件費執行で影響の大きい賞与について、月次収支の動向を踏まえ、年間の収支均衡をシミュレーションし、支給可能な資金の範囲を想定して支給した結果、決算で収支均衡を確保

(2)施設の保守管理及び計画的修繕

ア 建築基準法に基づく定期検査(京都府から受託)結果や施設間チェックでの指摘事項をふまえた設備整備計画の策定及び計画的実施

・ 法定定期検査(2 月)や施設間チェック(10 月)は実施したものの、設備整備計画の策定に

至らず、次年度に繰越

イ　施設における照明のLED化促進（充実）

・　施設改修等の機会をとらえて引き続き施設単位でLED 化を推進

5. 活気溢れる職場づくり

ア「笑顔で対応」・「あいさつの励行」徹底、朝礼時の 1 分間スピーチ実施による明るい職場づくりの推進

・　毎日の朝礼・終礼時でのあいさつや情報共有、1 分間スピーチの実施による風通しの良い明るい職場づくりを通年の取組みとして実施

イ クリーンタイム実施等職場の整理整頓・安全清潔の徹底

・　週 1 回始業前に職場内清掃を行うクリーンタイムを実施

ウ 法人内のストレスチェック制度を構築し、職員の心身の健康維持を推進（新規）

・　法改正に対応してストレスチェック制度を導入し、職員が自分のストレス状況をチェックするとともに、ストレス度の高い職員には必要な保健指導を実施。チェック実施後、管理職を対象に施設・課等単位での結果をフィードバックする研修を実施するとともに、職員安全衛生委員会で情報共有を図り、職場の環境改善を推進

（2） 心身障害者福祉センター
（障害者支援施設）

【概況】

利用者の自立心を尊重し、虐待防止についての取組みはもちろんのこと、基本的人権に配慮し、穏やかで自立した生活が送れるよう、入浴、排泄、食事等の生活介護や生活能力の維持・向上につながる訓練等の支援を行った。

利用者数について、50 名の定員充足には至らなかったが、毎月 49 名、短期入所者数も年間受入日数が 237 日と目標を上まわり、前年度実績比で 1,600 万円を超える収入の増となった。

また、職住分離の推進等、利用者の自立をめざした施設内外での日中活動の取組では、近隣の生活介護事業所、就労継続支援B型事業所への通所について、数値目標を立てて取り組み、7名の利用者が外部のサービスを利用し、目標を達成することができた。

さらに、施設の日中活動の充実を図るため、「まいにち体操」や「ニュースの日」など余暇支援メニューを増やし、実施回数も平日の午前、午後に最低でも 1 回の日中活動ができるよう増やし、昼と夜の生活にメリハリをつけることができた。

併せて、地域における障害者支援施設として、関係機関との連携により、在宅の方の日中受入にも取り組み、目標の 3 名を受け入れることができた。また、成年後見人制度の推進を図り、1 名の利用者について保佐人が選任された。

風呂場に天井走行リフトを 28 年 3 月に導入し、利用者の安全確保の推進と職員の腰痛防止等の負担の軽減に努めるとともに、移乗用リフト等の介護機器の活用推進と職員の意識向上を図った。

生活訓練事業所ひまわりにおいては、高次脳機能障害者に対して、附属リハビリテーション病院の専門外来と連携のもと、社会復帰、復職に向けて専門的な自立訓練、家族支援を行った結果、６名の方が社会復帰を達成することができた。

そのほか、非常通報装置や防犯カメラの設置、人感センサーの設置など、安心・安全管理対策の強化に努めた。

【事業計画とその取組結果】

1．虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

ア　外部委員の協力の下、「虐待防止委員会」（月 1 回）による検証や改善策の実行及び「利用者の声を聞く会」の開催（月 1 回）

・　虐待防止委員会については、毎月 1 回開催し、職員の業務振り返りチェックシートの確認を中心に支援の状況等を点検。

・　利用者の声を聞く会は毎月開催し、奇数月を「全体会」とし、外部の第三者の専門家委員の方にも出席していただき、偶数月は南と北のフロアーに分けて施設内職員のみの少人数で実施

・　利用者の声を聞く会で提案された要望では、南北廊下の LED 化の推進、車いすの衝突回避のためのカーブミラーの設置、BS 放送視聴が可能なアンテナの整備などを実現

イ　虐待防止研修の開催及び派遣（年３回）

・　外部から講師を招いて所内研修を 2 回実施

・　9 月 15 日　テーマ「虐待防止とより良い支援のために」 講師：こひつじの苑　岩内施設長

・　12 月 22 日　テーマ「障害者虐待防止法と障害者の権利擁護活動」

講師：滋賀県湖南ホームタウン　中村施設長

そのほか、法人虐待防止研修を始め、外部の虐待防止研修に 7 回職員を派遣

ウ　*「業務振り返りチェックシート」（月 1 回）による課題抽出と改善サイクルの徹底*

・　月1回全職員が「人権の尊重・利用者主体・勤務態度・リスクマネジメント」の観点から自らを振り返り、自己点検のチェックシートを提出。集計後、職員会議で全員にフィードバック

多くの職員から提案や意見などが毎月記載されたが、その都度面談を行い、できるだけ改善し、風通しの良い職場づくりに努力。例えば、ハード面では、詰所の畳替、襖の更新、床の張替、シュレッダーの更新、その他日中活動に活用するための wifi 機器などの整備要望は直ちに改善

業務面では、入浴、就床、起床介助等業務への人員配置や動線等への改善提案は実現を促し、職員補充や業務量の増加に関することは、状況等説明するなど丁寧に対応

（2）危機管理体制の強化

ア　*事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応*

・　事故・ヒヤリハットについては、迅速に報告。また、記録システムで情報共有を行うとともに、報告書コピーを各詰め所に配布し、職員へ周知

イ　*「事故防止委員会」（月 1 回）による検証と改善策の実行*

・　月 1 回実施。法人の事故防止推進員出席のもと、改善策等を検討するとともに、評価結果をまとめ、職員会議で全体に報告し、注意喚起を実施

・　支援記録システムを活用し、事故等の発生時刻や場所、傾向の分析を毎月行い、職員間で情報を共有

・　転落防止その他の事故防止マニュアルの改訂を 2 回実施

・　危機管理として、AED の操作訓練、消防避難訓練、自家用発電機操作訓練を実施

その他、施設侵入防止対策として、門扉の改修、非常通報装置の設置、モニターカメラ 4 台の設置、人感センサー12 台を設置。併せて、城陽警察署から警察官を招き、防犯、危機管理対策としての実技指導を含む講習を受講

AED 操作訓練

避難訓練と消火器操作訓練

（事故･ヒヤリハットの状況）

事故報告	11 件(骨折、万引き、利用者間暴力等)	（平成 27 年度　4 件）
ヒヤリハット	211 件(転倒･転落、与薬ミス等)	（平成 27 年度 197 件）

・ 利用者間暴力が 6 件発生。再発防止のため、居室の変更、利用者間の離間措置を継続実施。被害者家族への謝罪と再発防止策を説明するとともに、措置機関や身元保証人への報告を実施

・ ヒヤリハットでは、主に自立している利用者が、トイレ移乗の際、ナースコールをせずに、車いすからずり落ちたり、居室で何かを取ろうとして転落するケースが多いため、ナースコールを必ずするよう日々の声かけや足元センサー設置など環境整備を実施

ウ *移乗用リフター、簡易移乗機の使用推進による移乗･移動等の利用者の安全確保及び職員の負担軽減*

移乗用リフター等の使用を促進し、概ね、職員が使用。職員意識の定着化も「業務振り返りチェックシート」に反映あり

エ *施設内設備の定期的な安全点検(年 3 回) 及び老朽設備の計画的な修繕及び更新*

・ *ベッドブレーキ点検(毎日)と危険箇所の改善*

居室内の家具類や施設内の設備の安全点検については、年 1 回のみの実施となるも、居室ベッド周りの点検については、夜勤者や起床介助者により毎日実施。ベッドブレーキ外れの危険個所は改善済み。

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)利用者支援の充実

ア *利用者の意向を明確にしたケアプランの作成と定期的な見直し*

・ 3 ヶ月毎の見直し、更新を目標に主任から声かけを実施。ほぼ期限内に提出

イ *相談支援事業所TOMOと連携した利用者の地域生活移行の推進*

・ 1 名を目標としたが、年度内では未達成。しかし、家族の協力もあり、週 1 日、外部の施設への通所を開始。今後、家庭復帰に向けて、住宅改修などの課題解決を推進

ウ *体操や健口体操、ゲームなど健康のための運動や楽しみのためのグループワークを行い、昼と夜の生活を区分して日中活動の充実を行う。(充実)*

・ 日中活動として、実施してきた卓球バレー、ボッチャ、合唱、抹茶会、フラワーアレンジメント、カラオケ、何でもクラブ、脳レク、将棋、クッキングゥなど 15 種類のメニューに加え、4 月からは、「まいにち体操」、「健口体操」、「ニュースの日」「あしはら一受けたい授業」などを実施。週 5 日、午前1コマ、午後1コマ、活動できたことで、昼と夜の生活を区分して日中活動が充実し、利用者から、積極的に声が出るようになるなどの効果あり。

エ *近隣の生活介護事業所、就労継続支援B型事業所への通所の推進*

(目標:生活介護事業所 4 名　就労継続B型事業所 3 名)

・ 12 月より 1 名、外部生活介護への通所を開始し、7 名の目標を達成

オ *成年後見制度(保佐人等)の利用申立の推進(目標:2 名)*

・ 2 名を対象に推進を図り、1 名は社会福祉士の保佐人が後見。他の 1 名は、家族からの意見をふまえて見送り

「まいにち体操」の様子

フラワーアレンジメント

カ　*生活訓練事業所ひまわり利用者の家族の悩みを分かち合い、支援する場としての家族教室の開催（年３回）*

・　年３回実施。（延家族数 12 家族　延べ人数 13 名）

キ　*第三者評価の受診による支援の充実及び業務改善の推進*

（評価機関：社会福祉士会）

結果は、A評価が 35 項目、B評価が 27 項目

「利用者の人権尊重、虐待防止、利用者本位のサービスの提供について、職員への意識づけを徹底している」との総評、特に良かった点として、「理念、職員倫理綱領の周知徹底」「業務の振り返りチェックシートの活用」「事業計画に基づく分担業務の遂行」を評価。 今後、B 評価の内容を点検、改善の方向

ク　*障害支援区分の定期的な見直し及び区分変更申請（目標：2 名）*

・　5 名の利用者について、障害支援区分の見直しを行った結果、3 名がより重度の区分へと変更。内訳は、2 名が区分 5 から 6 に、1 名が 3 から 5 に変更

ケ　京都府卓球バレー大会などスポーツ大会への積極的参加

・　卓球バレー大会は、京都市障害者スポーツセンターや綴喜郡等開催の大会に3回参加。また、城陽市心身障害児者スポーツ大会にも毎年参加

（2）地域福祉への貢献

ア　*在宅障害者の日中生活介護受入れの促進（目標：3 名）*

・　4 月から 2 名が通所していたが、1 月より 1 名が新規に通所を開始し、3 名受入れを達成

イ　*短期入所の積極的受入れの継続（目標：月 18 日）*

・　年間受入日数：237 日　月平均：20 日で目標を達成

ウ　*生活訓練事業所ひまわりの円滑な運営*

・　*OT・生活支援員による集団訓練の継続実施　関係機関との連携による社会復帰（目標：6 名）*

個々の利用者に合わせた集団訓練を実施し、元職場、事業所、家族、相談支援事業所等との連携により、6 名について適所への社会復帰達成

エ　*地域の小学校・中学校・高校生の体験実習の積極的受入れ（目標：3 回）*

・　地元青谷小学校児童との交流、地元南城陽中学校の職場体験、京都外大西高校の福祉体験を受入れ、目標の 3 回を達成

あしはらフェスタ

青谷小学校児童との交流会

（3）広報活動の強化

ア　*広報紙「あしはら」（年 3 回発行）や、ブログによる最新情報の発信*

・　広報紙「あしはら」は年 3 回発行。家族への発送時に担当職員から利用者の近況も報告。ホームページのブログについては 18 回更新の上、情報発信。

イ　*地域の「福祉ふれあいまつり」等への積極的参加*

・　施設の文化祭である「あしはらフェスタ」には、ボランティア、地域住民を含め 250 名が参加。また、城陽市の「福祉ふれあいまつり」では、附属リハビリテーション病院、在宅福祉支援センターと共に参加。心障センター全体のPR活動を実施。（300 名を超える市民がPR 会場に来場）

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

（1）業務改善のアクションプランの推進・実行

ア　*南北寮応援体制の強化と効率的な人員配置による時間外勤務の縮減*

・　男性職員の不足があり、女性職員が南寮（男性利用者棟）の遅出勤務に入り、男性職員の変則勤務の緩和を図るとともに、入浴やフロアー管理業務などにも女性職員の応援を入れることで円滑な業務の遂行。なお、時間外勤務の縮減は、職員補充が進まず、進展せず。

イ　*分担業務の見直し、業務内容の整理・スリム化の推進*

・　円滑な業務執行を図るため、南寮（男性利用者棟）の介助に要するタイムスケジュールの見直し、食堂の座席位置の検討、入浴介助方法の見直し等、できるところから実施。特に、男性棟の起床介助に要する時間配分の標準化や女性特殊浴槽入浴介助の対応職員数の見直しにより、他業務に職員を振り分け可能となるなどの効果あり

ウ　*効率的な介護動線の検討と整備*

・　上記業務内容の整理、スリム化を進めたが、介護動線に絞った検討はできておらず、今後の課題

エ　*介護補助職員雇用による役割分担の明確化に伴う利用者支援の充実*

・　洗濯やシーツ交換等の間接業務を専任する、介助補助職員の雇用により、業務分担を明確化するも、職員の確保が難しい状況が続き充分な支援充実に至らず。

オ　*浴室への天井走行リフトの設置その他移乗機器の活用等機械化の促進*

・　浴室天井走行リフト設置に伴い、移乗機器使用の意識は高まったが、一層の福祉機器の活用を推進

(2)効率的･効果的な管理運営の方策

利用者数　　定員　50 人（単位:人）

区分 / 年度	年度当初	入所	退所	退所の理由					年度末
				家庭復帰	自立生活	他施設	医療機関	死亡	
平成 26 年度	47	1	3	1	0	1	2	0	47
平成 27 年度	45	4	0	0	0	0	0	0	49
平成 28 年度	49	0	0	0	0	0	0	0	49

年間を通じて 49 人の入所者数を維持。平成 27 年度利用料収入　211,608 千円。平成 28 年度の利用料収入は、228,510 千円。前年度比 16,902 千円の収入の増

ア　*利用料収入等の確保*

入所希望者待機リスト等を活用し、迅速な選考会議の開催による入所定員の確保

・　女性 1 名空きの状態は変わらず。問い合わせはあるものの、入所までには至らず

高次脳機能障害専門外来との連携による生活訓練事業所ひまわりの登録者増(目標:18 人)

・　年度当初の登録者 17 名のうち、8名が通所訓練を終了。新規通所者数は 4 名に留まり、年度末の登録者数は 13 名に減少

イ　*経費の効果的執行*

施設内照明の全面 LED 化の推進(充実)

・　利用者からの要望も踏まえ、居住棟南北廊下の蛍光灯を LED 化するも、建物全体の LED 化は継続繰越。

(3)人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　*職員講師による介護技術等の所内研修の実施(目標:年 6 回)*

・　介護技術、職員健康管理等、身近なテーマで計 7 回実施

ノロウイルス処理合同研修

口腔ケア研修

イ　*外部研修への計画的派遣と復命の徹底*

・　経験年数や係業務等を鑑みて計画的に派遣。初級、中級、上級などの段階的研修は、できる限り継続して参加できるよう配慮(復命研修も実施)

ウ *実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施*

・ 教員介護体験 4 名、社会福祉士実習 1 名、介護福祉士実習 1 名を受入れ。実習後のフォローでは、車いすボランティアの参加などを呼びかけたが参加なし

・ 例年どおり、龍谷大学短大の実習セミナーへの講師派遣依頼に応え、支援課長を派遣

4. 活気溢れる職場づくり

（1） 挨拶の励行による明るい職場づくり

利用者への挨拶だけでなく、ご家族やボランティアなどの訪問者にも笑顔での挨拶を励行

（2） 職場の活性化を目的とした取組みの実施

ア *基本理念の唱和（毎日　朝礼時）と職員倫理綱領の唱和（毎月　職員会議時）*

・ 毎朝のミーティング時に唱和し、月に 1 回の職員会議では倫理綱領を唱和

第三者評価において、高評価あり。

イ *5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施*

・ 敷地内の草刈り等の環境整備を行った。職員詰め所や職員室の整理整頓については、定期的な実施まではできていないのが現状

（3） 法人内外での研究発表大会への積極的参加

・ 法人の実践研究発表会には参加したが、発表できず。

（附属リハビリテーション病院）

【概況】

リハビリテーション病院としての特色を活かした診断・手術・治療から機能回復訓練に至るまで、一貫した医療サービスの提供と、京都府立医大病院との連携による患者の積極的な受入れ、リハビリ業務の見直しによる運営の安定化に努めることで、府南部の地域医療に貢献する病院運営を目指した。

高次脳機能障害専門外来は、生活訓練事業所ひまわりと連携を図り、京都府南部地域における中核的な高次脳機能障害対応機関として機能の充実に努め、平成 25 年度の開設当初に比べて専門外来の患者数は 3.9 倍の 2,654 人となっており、着実に定着している。

職員一丸となり自立運営を目指し、隔週木曜日に手術体制を整え、府立医大から手術適応患者を受入れる計画であったが、遠方を理由に実現できなかった。しかし、地道な努力や積極的な受入れにより、平成 29 年 1 月～2 月については一時的に満床状況になり、1 日あたりの平均入院患者数が、平成 29 年 2 月は 20 名と増加傾向にあり、目標 22 名をめざす更なる取組みを行っていくこととする。

また、骨密度測定や健康教室等地域に向けた活動と広報活動を活発に行い、当リハビリテーション病院の認知度の向上や、骨塩定量測定装置・高精度超音波診断装置・近赤外光脳機能イメージング装置などの先進的医療機器を活用した質の高い医療を実施することで、より多くの患者の治療を行い、地域の信頼に応えるよう取り組んだ。

そのほか、病院受付窓口の改修、整形外科診察室の防音工事、トイレの改修、標榜看板の改修等を行うとともに、門扉の改修、非常通報装置の設置、防犯カメラの設置など安心・安全管理対策の強化に努めた。

7 月 22 日には、当センター体育館が、パラリンピック・パワーリフティング競技のナショナルトレーニングセンターに指定され、東京パラリンピックに向けた強化合宿が継続して実施されているところであるが、今後とも、高度な医療機器を活用して、医科学的サポートを引き続き行っていく。

【事業計画とその取組結果】

1．虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取組みの強化

ア 医療専門職種の責務である、倫理の遵守と患者の人権擁護、尊厳の尊重を徹底するとともに虐待防止に向けた「虐待防止・対応マニュアル」に基づく取り組みの実施

・ 毎月第1金曜日の病院会議時に、院長から倫理・人権尊重を徹底し、当院の基本理念を遵守するよう訓示

イ セルフチェックシートを用いた、職員の資質向上をめざす行動改善策の実施管理（毎月 1 回）

・ 平成 28 年 4 月から職員セルフチェックリストの毎月提出を義務づけ、自己を振り返るチェックシートとしてより良い職場づくりに活用

（2）危機管理体制の強化

ア 院内ラウンドによる医療安全対策、感染防止対策の継続実施（毎週 1 回）

・ 厚生労働省医政局通知に基づき、医療安全管理者委員会委員で、週一回ラウンドを継続

イ 医療安全管理マニュアル、感染防止対策マニュアルの随時見直し

・ 最新の医療情報に基づき、感染防止策マニュアルを 10 月に、医療安全管理マニュアルを 11 月に各々改訂

ウ インシデント報告、アクシデント報告の検証とフィードバック

（事故･ヒヤリハットの状況）

事故報告　　7 件(転倒･転落･針刺し)　　(平成 27 年度　2 件)

ヒヤリ･ハット　39 件　　(平成 27 年度　71 件)

・ ベッドからのずり落ち防止のため、患者の同意を得た上でベッドに4点柵を使用

・ 職員自身による針刺し事故が 3 件発生し、注射器具と薬液･試験管を別のトレーへの設置を義務づけ、医療安全に対する心構えを徹底

四点柵(転落防止の為)

エ 医療安全対策、感染防止対策をテーマとした院内講習会の継続実施(年 4 回)

・ 城陽警察署防犯課の警察官による防犯講義を含め、医療安全対策研修を 2 回、院内感染防止対策研修を 2 回実施

整形外科外来診察室パーテーション改修(防音工事)

2. 安心安全な医療サービスの提供

(1)患者支援の充実

ア 「患者アンケート調査」、院内設置「意見箱」によるニーズの把握及び改善策の検討と実施

イ 院内の安全対策及び病院環境整備に配慮した老朽設備の更新等の計画的実施

・ 設備の老朽化やトイレの汚れに対する意見が多く、投稿からの声を傾聴し、現状の課題･問題点を把握し、 1階 トイレの洋式化、浴室のタイル修理やカビの除去、患者テレビの BS 放送の視聴可能なアンテナ調整等の改善を実施

・ 病室の断熱カーテンの導入、整形外科外来診察室の防音工事、病院受付窓口の改修、標榜看板の改修、館内表示看板の改修、門扉の改修や非常通報装置の設置

ウ 敷地内の樹木剪定、花壇整備等による利用者へのアメニティの確保

・ 年 2 回樹木の剪定を実施し、花壇整備は職員により適宜実施し、来院される利用者のアメニティを確保

エ 敷地内禁煙の継続

・ 敷地内、全面禁煙の継続

(2) 地域福祉への貢献

ア 地域住民を対象とした疾病に関する講習会の継続実施(年 1 回)

・ 市民講座(井手玉川大学)において、地域住民を対象に、最新医療(骨粗鬆症、リウマチ治療)に関する講習会を 1 回実施(日時:7 月 12 日　井手町教育委員会)

イ 地域住民を対象とした「出前講座」及び「「骨密度測定」の継続実施(年 5 回)

・ 社会福祉協議会を通じて、地域の老人福祉センターに病院スタッフが出向き、転倒予防や骨粗鬆症対策、栄養などに関する出前講座及び骨密度測定等を 13 回実施

ウ　京都府南部地域における医療関係者向け講演会の定期的実施（年 1 回）

・　南部地域リウマチ治療講演会を 3 回実施（6 月 18 日、7 月 9 日、H29 年 3 月 11 日）

（3）広報活動の強化

ア　ホームページやブログ及びパンフレットの随時更新及び最新情報の提供

・　病院パンフレットは、5 月、10 月、12 月、平成 29 年 3 月に更新し、ホームページ及びブログの内容も随時更新の上、最新情報を提供

イ　近隣市町の広報紙への病院広告掲載や京阪京都バスの車内放送による病院案内の継続実施

・　近隣市・町の広報紙への病院広告を年 2 回掲載

・　年間を通じて京阪バスの車内放送による病院案内を実施

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

（1）業務改善の推進

ア 看護師の業務を見直し、隔週木曜日を局所麻酔下手術日とし、手術対象患者の受入れ体制の確保（新規）

・　隔週木曜日を局所麻酔下手術日とし、受入れ体制を整えたが実現出来ず

イ 症例検討会の開催回数の見直しによるリハビリスタッフの日常業務時間の増

・　患者症例検討会は、患者毎の情報シートの事前作成による情報共有等の工夫により、検討時間を短縮するとともに入院と外来とで別途行っていたのを一本化したことで開催回数を削減。他の業務への時間を捻出

（2）効率的・効果的な管理運営の方策

ア 利用料収入等の確保

目標 ： 1 日あたりの外来患者数　110 名

1 日あたりの入院患者数　22 名（病床利用率 90%）

外来・入院患者数の推移　　病床数：25床（単位：人）

区分／年度	外　来		入　院		
	延患者数	1 日平均	延患者数	1 日平均	平均在院日数
平成 26 年度	21,368	87.6	4,939	13.5（54.0）	35.3 日
平成 27 年度	20,317	83.6	5,323	14.6（58.4）	30.2 日
平成 28 年度	20,255	83.4	5,674	15.5（62.0）	30.8 日

（ ）内は病床利用率%

・　外来・入院とも目標は未達成であったが、入院患者については、京都府立医大との連携強化及び他院からの患者の積極的受入れ等により、延患者数は 351 人の増。平成 27 年度は 320,410 千円、平成 28 年度の収入は 325,210 千円。前年度比 480 万円の収入の増

京都府立医大の整形外科教室・リウマチセンター・リハビリテーション医学教室との連携拡充による患者の積極的受入れ（年 10 名）

・　11名受入れ

三次元画像解析装置（Mimics）、骨塩定量測定装置（DEXA）、高精度超音波装置など機器の有効活

用やボトックス治療の継続(ボトックス治療患者:年 30 名)

・ 三次元画像解析装置(Mimics)を 11 名、骨塩定量測定(DEXA)検査を 235 名、高精度超音波検査を 156 名、ボトックス治療を 63 名(210%)実施

他病院からのリウマチ患者の積極的受入れ(年 30 名)

・ 41名受入れ

リウマチ患者の生物学的製剤を用いた先進的治療及び手術の積極的実施(年 50 名)

・ 132名実施

高次脳機能障害専門外来の利用促進及び患者の受入れ拡充(年 30 名)

・ 29名受入れ

リハビリ業務体制の効率的運用による訓練単位数増加対策の継続実施

(リハビリテーション実施状況) (単位:回)

区分 / 年度	運動器 リハビリテーションⅠ	脳血管疾患等 リハビリテーションⅡ	合計
平成 26 年度	9,958	13,986	23,944
平成 27 年度	9,629	14,934	24,563
平成 28 年度	13,730	12,940	26,670

・ 平成 28 年度は、医療保険制度の改正により、維持期リハ患者の診療報酬が 52%減算され、大きな減収になると予想されたため、従来療法士1人あたり 1 日15単位(1単位:20分の訓練)実施していたところ、療法士1人あたり2単位増の 17 単位を目標に訓練枠を増やすよう実施

・ 減算対象となる維持期リハ患者の介護保険リハへの誘導が進み、維持期リハ患者が多い脳血管疾患等リハ患者の訓練実施数は減少したが、整形外科患者数増による運動器リハ訓練実施数の大幅増により、リハ収入として平成 27 年度は 57,450 千円、平成 28 年度は 60,236 千円で、前年比 2,786 千円の増収

障害児(者)歯科患者の積極的受入れ(年 15 名)

・ 56名受入れ

術前口腔ケア実施による歯科患者の増(年 30 名)

・ 18名実施

高次脳機能障害対応医療機関として多様なニーズに応じた機能の拡充

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延外来患者数	1,332 人	2,431 人	2,654 人

・ 平成 28 年度は、関係機関・病院との連携の更なる強化に努め、さまざまな症状の患者を受入ることで機能拡充をめざし、年間の延べ患者数が前年度比約 10%増加するとともに、新規患者のうち 10 人が入院治療を実施

合同会議の開催等による生活訓練事業所ひまわりとの連携強化

・ 生活訓練事業所ひまわりとの連携強化(合同カンファレンスを定期的に開催(月一回))により、社会復帰を実現

就労事業所との合同会議の開催による退院患者の社会復帰に向けたアフターケアの充実

・ 退院患者の社会復帰に向けたアフターケア充実を目的に、7 名の患者を生活訓練事業所

ひまわりへ紹介し、結果 4 名が通所

京都府リハビリテーション支援センターと連携した高次脳機能障害患者ケース検討会議の実施(年 4 回)

・ 年 3 回実施

イ 経費の効果的執行

院内薬事委員会で新規医薬品の採用診査、適正購入を図るとともに、使用頻度が低下した医薬品の在庫調整を行うことにより、医薬品の適正確保。

・ 使用頻度の低下した医薬品を洗い出し、28 品目の在庫調整を実施

(3)人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 医療チームとして向上心、探究心を追求する院内研修の実施(年 12 回)

・ 救急蘇生法や AED 取扱い法、ノロウィルス罹患患者の吐瀉物処理法など 15 回実施

イ 学会等への積極的な研究発表及び論文発表によるスキルアップ

・ 全職員が学会・研修会へ参加

ウ 研修会参加者の院内伝達講習会の実施

・ 伝達講習を実施(6 月 10 日、9 月 2 日)

エ 研究環境の整備

・ 医局職員室改修

4. 活気溢れる職場づくり

挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施

・ 就業前のクリーンタイム(患者訓練に使用する廊下の手摺りや各部屋のドアノブ、訓練室内の机、ベッドの清拭)の継続的な実施により職場環境の活性化の推進

（体育館）

【概況】

障害者支援施設利用者の日常生活に必要な身体能力の維持・向上のための運動指導を継続して行うとともに、卓球やアーチェリーなどの障害者スポーツ教室の開催や講習会を実施することにより、京都府南部地域の障害者スポーツ活動の拠点としての役割を果たした。しかし、体育室の空調設備工事により、2 ヶ月間使用できない期間があったため、利用者数については約 6 千人減少した。

7 月には文科省からパラリンピック・パワーリフティング競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定され、選手たちは、附属リハビリテーション病院医師から医科学的サポートを受けながら、強化合宿を年 23 日間行った。今後、東京パラリンピック大会に向けて、強化合宿が継続して行われるが、府・市による地域住民との交流会の開催も計画されており、積極的に協力していきたい。

【事業計画とその取組結果】

パワーリフティング選手リオパラへの壮行会

1．多様なニーズに応じた福祉事業の実施

（1）京都府南部地域の障害者スポーツ事業の継続実施

ア パラリンピック競技参加者への協力（新規）

・ パワーリフティング強化合宿（年間 23 日利用）

・ ゴールボール（年間 4 日利用）

イ 障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球、テニス等）の開催と各教室の成果を試す大会等の開催

・ 教室はアーチェリー6 回、バドミントン 3 回、卓球 2 回、テニス 4 回
フライングデスク教室 1 回、大会は、フライングデスク大会 1 回
アーチェリー大会 2 回を実施。なお卓球大会は体育室空調設備
工事のため開催できなかった。

ウ 障害者スポーツのつどい（年 12 回）

・ 毎月第 4 日曜を基本に年間を通して年 12 回実施し延べ 435 名参加
その他交流イベントとしてクリスマス会も開催し（12月　第 3 日曜日）、85 名が参加

（2）利用者サービスの向上

ア 障害者支援施設の利用者に対し、身体的機能の維持・向上や日常活動の充実を目標とした身体活動に関する支援の実施

・ 個別筋力トレ週 5 回、月延べ 292 名、集団対応ボッチャ週 2 回、月延べ 44 人、卓球バレー週 3 回月延べ 96 名、その他車いす操作週 1 回、月延べ 28 名に対して支援を実施

イ 高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一環としてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施

・ 生活訓練事業所ひまわりに対して週 2 回、日程と場所を確保し、卓球バレーの指導を実施

（3）ホームページによるタイムリーな情報提供

・ 各種スポーツ教室の募集広報や、アーチェリー教室開催の様子、パワーリフティング合宿の様子などをホームページに掲載（9 回　更新）

（利用状況）　　【 単位:利用者数(人)・利用率(%) 】

区分 / 年度	身体障害者	一 般	合 計（人）	利用率(%)				
				体育室	研修室	多目的	教文室	音楽室
平成 26 年度	47,484	12,598	60,082	93.3	37.9	43.0	6.4	22.5
平成 27 年度	53,455	12,431	65,886	93.9	43.2	48.8	12.0	23.6
平成 28 年度	48,963	10,856	59,819	95.6	50.1	45.6	11.5	31.1

平成 29 年 2 月～3 月は、空調工事のため体育室が利用できず、約 6 千人の利用減少

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)ヒヤリハット報告の検証による利用者の事故防止徹底

・ 定例会議において、スポーツ指導中の事故防止及び指導内容の検証、確認を実施

・ ヒヤリハット報告なし

(2)感染予防策の徹底

・ 手指消毒液を事務室窓口に設置。口頭で積極的活用を促し、利用者に感染予防策を徹底

3 活気あふれる職場づくり

(1)笑顔による挨拶の励行

・ 来館される利用者に対する挨拶を積極的に実施

(2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施

ア 基本理念の唱和(毎日 朝礼時)

・ 毎日、障害者支援施設での引継ぎ時に実施

イ 職員倫理綱領の唱和(毎月 職員会議時)

・ 体育館内の定例会議時に実施

（3）洛南寮
（養護老人ホーム）

【概況】

利用者のニーズを受けとめたサービス提供、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重した生活支援、そして時代の要請に柔軟に応えられる養護老人ホームをめざし、心身ともに健康で安心できる暮らしと、地域社会での自立を目標に支援した。

利用者の人権擁護、虐待防止及び接遇力向上を重視し、専門知識や技術の向上を図るための事例研修や職員が講師となる復命研修を実施し職員の資質向上に努めた。また、外部の方からの意見を幅広く受け入れるため、利用者家族との懇談会を新たに実施し、地域の方を対象とした見学相談会を引き続き実施した。

施設独自の広報誌や法人のホームページ・ブログを活用し、関係機関・団体等に対する利用要請や適宜の情報提供、地域に向けた広報活動を積極的に行い、施設の認知度を高めることで定員充足につなげるよう取り組んだ結果、月平均入所者数が平成26年度81．2名、平成27年度85．8名であったものが、94．7名となった。

また、職員間のコミュニケーションの活性化と施設の明るさや雰囲気の改善、整理整頓の徹底等職場環境の改善についても、職員の声や工夫を反映させながら毎月テーマを決めてサービス向上に取り組んだ。

地域で同居家族から虐待を受けた方や認知症が進行し一人暮らしが困難な方が増えてきている中、緊急一時保護等の迅速な対応を行った。そして、再度、地域へ戻って生活することができるよう支援した。

介護が必要となった利用者については介護保険に基づく外部サービス利用型特定施設としてのサービスを実施しつつ、さらにきめ細かく介護サービスが提供できるよう一般型特定施設への類型変更準備を進めた。

さらに、地域自治体の諸行事への参加やボランティア等地域住民を積極的に招き、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざした。

さつきまつり

ボランティア（いな穂）喫茶の風景

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取組み強化

ア 朝の引き継ぎにおける情報共有の徹底と利用者の異変に気付いた際の臨時ミーティング開催

・ 毎日の朝礼、引き継ぎ後に管理職による短時間ミーティングを実施。加えて、アザ等異変情報の共有や原因・対応確認を行う臨時ミーティングを実施（3ケース） いずれもご本人の歩行時の転倒やベッドから滑り落ちたことが原因とわかり、車イスでの送迎やベッドの低床化やセンサーマットの利用などで再発防止

イ 外部委員からの協力の下、「虐待防止委員会」（月1回）による検証と改善策の実行

・ 洛南寮虐待防止委員会を毎月開催（法人事故防止推進委員出席）。うち、3 回は外部委員が出席の上、アドバイスや、利用者との懇談会に参加。委員会では、毎月の利用者「意見箱」の内容、職員セルフチェックの意見、利用者身体拘束の状況等について検証し、身体拘束では、門センサー・センサーマット等も身体拘束として使用を厳密化

ウ 利用者の声を反映するための座談会（月1回）や意見箱の設置等の取組み実施

・ 全利用者対象の座談会は毎月開催。「意見箱」の内容紹介と質問・要望に対する回答を「ご意見ありがとうございます」として掲示

夜間、トイレドアの開閉音に対する苦情等に対して、即日、ドアの衝撃音をやわらげるためのクッション処置等で改善等

エ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（毎月）による課題抽出と改善サイクルの徹底

・ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」による振り返りと意見収集を毎月実施し、全職員への結果共有及び役職者による職員への個別対応等による課題改善

オ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年3回）と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

・ 施設内では、管理職講師：「虐待防止マニュアル」、看護師講師：「ノロウィルス等の感染予防」「熱中症及び救急対応の理解」、新任支援員講師：「接遇力向上」、役職職員：「障害者差別解消法について」、外部専門家講師：「困難事例研修」（2回）を実施

外部では、近畿・京都府老人福祉施設協議会、京都府社会福祉協議会の開催する各種研修へ参加

（2）危機管理体制の強化

ア 事故・ヒヤリハットや苦情・虐待疑い事案に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

・ 事故や所在不明事案発生時についてはマニュアルに沿って、迅速・適切に対応。加えて、 外部からの不審者侵入を想定し、田辺警察署協力のもと、施設における防犯講習会を実施

イ 非常災害時の対応マニュアルの整備と事故及び感染症発生時の組織対応の徹底

・ 法人内危機管理ワーキングチームによる検討継続

施設内では感染症対策委員会を年間 4 回開催し、感染症予防と発生時の対応等を確認

1 月、救護施設において2名の利用者がインフルエンザに罹患したが、集団発生は防いだ

ウ 事故防止委員会の開催(月 1 回)による検証と改善策の実行

（事故･ヒヤリハットの状況）

事故　26件（転倒による負傷･骨折、無断外出･所在不明）（平成27年度8件）

ヒヤリハット　291件(転倒、無断外出未遂、与薬関係等)　（平成27年度298件）

本人特性から無断外出を繰り返す事故件数が増加傾向。事故･ヒヤリハット報告を分析の上、玄関段差へのスロープ設置、門扉の終日閉門(夜間施錠)、GPSセンサー設置などの対策を実施

また、その他、施設侵入防止対策として、非常通報装置、モニターカメラ、人感センサーを設置

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1) 利用者支援の充実

ア ボランティアの協力による機能維持や認知症予防プログラム(体操、ウォーキング、ケアビクス、塗り絵、音楽等)の充実

・ 毎日のラジオ体操やウォーキング、リハビリ体操等による健康増進、介護予防を推進。認知症進行予防プログラムについては、従来の歌や塗り絵の取り組みに加え、先進的な取り組みを実施されている認知症予防ボランティアサークル「スペース虹」に協力いただき、月1回認知症予防レクリエーションを実施。（毎月第3土曜日開催）

認知症予防のとりくみ

日課でおさんぽ

イ 緊急時対応および起床、就床時の支援充実のため、夜間2名体制（夜勤と宿直）への変更(新規)

・ 前年度から試行を重ねていた、夜間における夜勤者と宿直者の2名体制を実施したところ、救急時やナースコールへのすみやかな対応と体調不良者、認知症の利用者の見守りなどの支援が充実

ウ 利用者ニーズに合わせた夕食開始時間(変更後 18:00～)と食事場所(娯楽室等の活用)の見直し

・ 夕食開始時間の変更(17:30～を18:00～に変更)は、給食委員会等で協議を重ね、利用者への事前説明や、開始日の周知、給食委託業者との調整、職員の勤務時間の変更を協議の上、平成29年 3 月から試行開始。食事場所見直しについては検討するも見送り

エ 地域生活移行後の退所者への相談支援の実施

・ 退所者(地域生活)への支援として、随時相談を受けながら、体調管理や荷物管理などのアドバイスを実施(28 年度2名に対して6回実施)

オ 利用者に適した福祉用具利用のため、介護保険による福祉用具貸与制度の活用

・ 介護保険サービスを利用している入所者の福祉用具貸与制度活用にあたり、新たに専門業者と契約を交わし、福祉用具レンタルサービスを実施

要介護5の利用者1名に対してリクライニング･ティルト型の車イスをレンタルし使用

身体状況に合わせた車イス利用により日々の生活における安心で安楽な姿勢を保持

（2）地域福祉への貢献

ア 在宅で援助を必要とする高齢者への緊急一時入所の実施

・ DV 被害や路上生活者等による緊急入所5名の方を受け入れたところ、3名が短期間でケアハウスや高齢者住宅等に移行、2名が施設での支援を継続

イ 京田辺市の福祉避難所としての体制確保（新規）

京田辺市福祉避難所設置運営マニュアル（案）について京田辺市と協議（1回）

京田辺市の緊急通報設備の協議（1回）

緊急通報設備は、年度末に設置

100 歳のお祝いに京田辺市長が慰問

ウ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受入れ

・ 地域一斉清掃（年2回）、区民運動会、京田辺市敬老会（5名）、ラン伴イベント（認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、タスキを繋いで、日本を縦断するプロジェクト）、京田辺市自衛消防隊訓練大会及び出初め式、地域地蔵盆、洛南寮七夕まつり（招待：地域243名、ボランティア28名）、京田辺市人権擁護委員による利用者面談（2名）、洛南寮内環境整備（9／3ボランティア39名、5／14ボランティア38名）、中学生の職場体験学習受その他、見学・慰問等を積極的に受け入れ

エ 介護技術講習など地域住民のニーズに合わせたボランティア講習会の実施（年2回）

・ 10月27日「車いす体験ふれあい講座」を実施（地域住民10名参加あり）

ラン伴イベントへ参加

2月4日ボランティア交流会実施し、ボランティア 12 名及び京田辺市社会福祉協議会の参加

交流会参加者から 「行事の予定をもっと早く知らせてほしい」「外出行事時、連絡用に職員用携帯電話を用意するなどしてほしい」等意見あり

オ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）

・ 天候不順や職員体制の不備で、毎月はできなかったが、地域貢献の一環と捉えて継続

（3）広報活動の強化

ア ホームページやブログ、広報紙「洛楽」（年3回発行）による施設情報の発信

・ 事業団ホームページやブログで、施設の取り組みや行事等を積極的に発信

広報紙「洛楽」を年3回発行 ブログ 33 回更新（養護課 22 回 / 洛南寮全体 11 回）

イ 関係機関を対象に「洛南寮だより」（毎月発行）による空き情報等の発信

入所空き状況を知らせる「洛南寮だより」については、定員に近い入所状況を鑑み、毎月発行とはせず（年3回）

ウ 「介護相談・施設見学会（給食の試食や喫茶活動の体験等あり）」の実施（年2回）

・ 介護相談・施設見学会は、計画どおり11月17日（木）と11月19日（土）に地域住民13名参加の上実施（施設内見学や昼食の試食など）

3. 自立運営を目指した管理体制の強化

（1）業務改善アクションプランの推進・実行

ア 新たに午前に入浴時間を設定する等、週間日課の見直し

・ 入浴において要介護の利用者グループから、安全面での見守りのみで入浴可能なグループを作り、午前入浴を実施　午前の通院等への影響を最低限に押さえながら、1日の入浴時間に幅を持たせることで少しでも入浴時の混雑さを軽減

イ 他課との相互応援による業務分担の効率化とボランティア、ガイドヘルパーの付き添い依頼、洗濯業務の外部委託等による業務の削減

・ 職員体制の課題から、相互応援には取り組めなかった。ガイドヘルパー利用による外出支援は前年度以上に充実できたが、通院付添等の業務効率化までには至らなかった。しかしながら、年度の後半には洗濯業務を中心とした短時間非常勤職員を雇用し業務の一部を改善

（2）効率的で効果的な管理運営の方策

ア 定員の充足や利用料収入等の確保

・ 関係機関・団体等に対する利用要請や適宜の情報提供、地域に向けた広報活動を積極的に行うとともに、緊急入所の要請にも積極的に応えた結果、入所者増に反映

入退所状況　　定員：100 名　（単位：人）

区分／年度	年度当初	入所	退所	退所後の状況						年度末
				社会復帰	家庭復帰	医療機関	他施設	死亡	その他	
平成26年度	83	20	17	1	0	4	3	9	0	86
平成27年度	86	22	18	2	1	2	3	10	0	90
平成28年度	90	16	13	0	0	1	6	6	0	93

（※月平均の入所者数94，7名）

福祉事務所等関係機関への定期・随時訪問や「洛南寮だより」による空き情報の提供

・ 福祉事務所への訪問や入所情報掲載の「洛南寮だより」発行による空き情報の提供は適宜実施。施設広報紙「洛楽」は 3 回発行の上、関係機関あて送付

施設内の「介護報酬増収に向けた対策チーム会議（月1回）」による課題分析と対策の実行

・ 月1回ミーティングを実施。外部利用型特定施設から一般型特定施設への類型変更が有効と判断し、年度後半は外部講師を招いた勉強会や職員への説明会などを実施し準備。

イ 経費の効果的執行

月単位の消耗品費・光熱水費の周知（見える化）による経費支出のコントロール

・ 毎月の職員会議で消耗品費、光熱水費を推移表で示し、職員の節約意識を醸成

照明の全面LED化や計画的な設備整備の実施（充実）

・ 経年劣化が目立つ施設ではあるが、安心安全で明るく清潔な施設を目指し、玄関フロアや廊下等の壁紙の改修、掲示板の更新、管理棟屋根修理をはじめ計画的に施設改修を実施。（居住等の屋根部分も来年度以降実施予定）

（3）人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による認知症・介護技術等についての研修実施及び勉強会の推進

・ 管理職による虐待防止マニュアルを使用した人権研修、看護師による「ノロウィルス等の感染予防」、「熱中症及び救急対応の理解」、新任支援員による「接遇力向上」、役付職者による「障害者差別解消法」などの内部研修を開催(5 回)

京田辺市消防本部による防災研修、消火訓練を含む総合防災訓練を 2 回実施

田辺中学校 社会人セミナーの講師として介護福祉士についての講義に1名派遣

法人実践・研究発表会で「養護老人ホームの取組・課題について」発表

イ 在宅支援等先進的な取組みをしている施設への派遣実習の実施

職員体制の課題から他施設への派遣実習については未実施

ウ 新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用（新規）

職場内 OJT 及びエルダーによる助言指導実施（契約職員にもマンツーマンでのエルダーを分担）

エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

・ 社会福祉士及び介護福祉士の実習に関しては、実習生受入の依頼はあったものの受入実績なし

小学校及び中学校の教諭の普通免許授与に係る介護等体験実習の受入れ（7名）、中学生（田辺中学校・大住中学校）の職場体験実習の受入れ（5名）

オ 業務内容や労働条件を柔軟にした職員募集の実施

・ 週16時間、18時間といった短時間勤務等の条件でも職員募集したところ、数名の採用に至ったが、充足には至らず。

敬老のつどい

4. 活気溢れる職場づくり

（1）接遇を重視し、笑顔による挨拶や整理整頓のためのクリーンタイム実施

使いやすい小型のコードレス掃除機を事務室・夜勤室に設置し、就業前後の清掃・整理整頓を奨励

年忘れ会の様子

（2）職員倫理綱領の唱和（毎月職員会議時）

毎月の職員会議の最初に出席者で職員倫理綱領を唱和

（3）施設内事業所間（養護老人・救護）の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化

今年度は、職員体制の課題から人事交流までの体制は組めず

外出支援（外食）

夕方のレクリエーション

すき焼きパーティー

（ヘルプ洛南（訪問介護事業所））

【概況】

地域で介護を必要とする高齢者への訪問介護サービスを提供することで、利用者が住み慣れた土地で安心して暮らすことができるよう支援した。

また、訪問介護事業の利用促進のため、関係機関への広報・連携を強化するとともに、選ばれる施設をめざし、サービスと職員の質の向上に努めた。

地域の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、さらには法人内事業所である在宅福祉支援センターとも連携してきたが、支援体制等の理由から、地域に対しては4名のサービス提供（延べ7回/週）にとどまった。

次年度は、洛南寮養護老人ホームの一般特定施設への類型変更に伴い、ヘルプ洛南（訪問介護事業所）を廃止するものとし、利用者についても滞りなく他事業所へ引き継いだ。

【事業計画とその取組結果】

1. 安心安全な福祉サービスの提供

（1）養護老人ホーム及び在宅福祉支援センターとの情報共有による、在宅福祉に係るネットワークの構築（新規）

・ 法人内事業所である在宅福祉支援センターから訪問介護員をヘルプ洛南に派遣し、地域で介護を要する高齢者への訪問介護サービスを実施。将来的には、事業所を一元化させて高齢者及び障害者に対する在宅福祉支援サービス提供の仕組みを検討するも、構築には至らず

（2）事故・ヒヤリハット事例の分析と改善策実施による事故防止や、セルフチェックシートの定期実施による虐待防止・人権擁護意識の徹底

・ 毎月の洛南寮事故・虐待防止委員会による事例の分析と改善策に基づいた運営

「虐待防止に係るセルフチェックシート」活用による虐待防止・人権擁護意識を徹底

（3）専門知識や技術、接遇力向上に向けた職場研修の実施

・ 法人内及び施設内で関係の各種研修へ、積極的に参加

2. 活気溢れる職場づくり

（1）接遇を重視し、笑顔による挨拶や整理整頓のためのクリーンタイム実施

・ 使いやすい小型のコードレス掃除機を事務室に設置し、就業前後の清掃・整理整頓を奨励

（2）職員倫理綱領の唱和（毎月職員会議時）

・ 毎月の職員会議の最初に出席者で職員倫理綱領を唱和

（3）施設内事業所間（養護老人・救護）の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化

・ 今年度は、職員体制の課題から人事交流までの体制は組めず

（救護施設）

【概況】

利用者のニーズを受けとめたサービス提供、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重した生活支援、そして時代の要請に柔軟に応えられる救護施設をめざし、心身ともに健康で安心できる暮らしと、地域社会での自立を支援した。

利用者の人権擁護、虐待防止及び接遇力向上を重視しつつ、精神障害や身体障害などに関する専門知識や技術の向上を図るため、精神科専門医を招いた事例研修や職員が講師となる復命研修を実施し、全国及び近畿の救護施設協議会の専門分野研修に積極的に参加した。日々の業務でもエルダー制度や OJT による職員の資質向上に努めた。

施設独自の広報紙や法人のホームページ・ブログを活用し、関係機関・団体等に対する利用要請や適宜の情報提供、地域に向けた広報活動を積極的に行い、施設の認知度を高めることで定員充足につなげる取り組みを実施した結果、月平均入所者数が平成26年度94．7名、平成27年度93．8名であったものが、95．7名となった。（緊急入所 8 名を受け入れ）

また、職員間のコミュニケーションの活性化と施設の明るさや雰囲気の改善、整理整頓の徹底等職場環境の改善についても、職員の声や工夫を反映させながら毎月サービス向上の取り組みとして、テーマを決めて取り組んだ。

そして、地域における生活困窮者で精神疾患を有する方、DV や虐待を受けた方等の利用が増えている中、緊急一時保護の迅速な対応や再度、地域社会での生活へ移行することができるよう生活訓練及び就労支援を行い、退所された方に対する相談支援等のアフターケアを行うなど地域での生活を支援した。

地域自治会の諸行事への参加やボランティア等地域住民を積極的に招き、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざした。

【事業計画とその取組結果】

1． 虐待防止策等の推進

（1） 虐待防止の取組み強化

ア 朝の引き継ぎにおける情報共有の徹底と利用者の異変に気付いた際の臨時ミーティング開催

・ 毎日の朝礼、引き継ぎ後に管理職による短時間ミーティングを実施。加えて、アザ等異変の情報の共有や原因、対応確認を行う臨時ミーティングを実施（3 ケース）。 いずれもご本人の歩行時の転倒やベッドから滑り落ちたことが原因とわかり、車イスでの送迎やセンサーマットの利用などで再発防止

イ 外部委員からの協力の下、「虐待防止委員会」（月1回）による検証と改善策の実行

・ 洛南寮虐待防止委員会を毎月開催（法人事故防止推進委員出席）。うち、3回は外部委員が出席の上、アドバイスや利用者との懇談会に参加。委員会では、毎月の利用者「意見箱」の内容、職員セルフチェックの意見、利用者身体拘束の状況等について検証し、身体拘束では、門

センサー・センサーマット等も身体拘束として使用を厳密化

ウ 利用者の声を反映するための座談会（月1回）や意見箱の設置等の取組み実施

・ 全利用者対象の座談会は毎月開催。「意見箱」の内容紹介と質問・要望に対する回答を「ご意見ありがとうございます」として掲示。また、喫煙所のタバコのにおいが不快であるという意見があり、喫煙所の改修等着手

エ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（毎月）による課題抽出と改善サイクルの徹底

・ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」による振り返りと意見収集を毎月実施し、全職員への結果共有及び役職者による職員への個別対応等による課題改善

オ 利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年3回）と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

・ 施設内では、管理職講師：虐待防止マニュアル研修、看護師講師：「ノロウィルス等の感染予防」「熱中症及び救急対応の理解」、新任支援員講師：「接遇力向上」、外部専門家講師「困難事例研修」（2回）、総括主任「障害者差別解消法について」を実施

外部では京田辺市救命講習、全国救護施設協議会・近畿救護施設協議の研修会やその他、京都府社会福祉協議会等の派遣研修に参加

（2）危機管理体制の強化

ア 事故・ヒヤリハットや苦情・虐待疑い事案に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

・ 事故や所在不明事案発生時についてはマニュアルに沿って、迅速・適切に対応。加えて、外部からの不審者侵入を想定し、田辺警察署協力のもと、施設における防犯講習会を実施

田辺警察署による防犯訓練

イ 非常災害時の対応マニュアルの整備と事故及び感染症発生時の組織対応の徹底

・ 法人危機管理ワーキングによる検討継続

施設内では感染症対策委員会を年間 4 回開催し、感染症予防と発生時の対応等を確認

1 月、インフルエンザに2名罹患したものの、集団発生には至らず

ウ 事故防止委員会の開催（月 1 回）による検証と改善策の実行

・ 法人内事故防止推進員出席のもと、洛南寮事故防止委員会を毎月開催し、事故・ヒヤリハット報告の分析を行い、事故防止対策を実施

（事故・ヒヤリハットの状況）

事故　17件（転倒による負傷・骨折、無断外出・所在不明）　（平成27年度7件）

ヒヤリハット　415件(転倒、無断外出未遂、与薬関係等）　（平成27年度509件）

・ 事故に区分する判断基準について、「通院の有無」に見直したことにで件数が増加

事故・ヒヤリハット報告の分析から、玄関段差へのスロープ設置、門扉の終日閉門（夜間施錠）、GPSセンサーなどの対策を実施。また、その他、施設侵入防止対策として、非常通報装置、モニターカメラ、人感センサーを設置

2. 安心安全な福祉サービスの提供

（1）利用者支援の充実

ア 地域生活移行への取組み（目標:3 名）

就労をめざした、施設内作業の実施や就労移行支援事業所の体験利用（充実）

・ 地域の障害者相談支援事業所との連携により、4 名の利用者が京田辺市内や周辺地域の就労支援事業所に通所開始　施設内においては次年度内職作業の導入に向けて調査検討

地域生活移行をめざした居宅生活訓練及びグループホーム等法人内で検討される新規事業計画との連携（新規）

・ 居宅生活訓練事業（国制度）については次年度開始に向けて、マニュアル作成及び京都府との協議を行う等準備。参考として先進的な取り組みをしている施設を視察（12 月 6 日　千里寮 3 名・1 月 24 日　高槻温心寮 3 名）。一方、法人内で検討したグループホームの設置等、救護施設入所者対象の地域移行の取組は、採算性等考慮の上見送り

利用者の状況やニーズに合わせた日中活動（現在は紙漉き）への見直し

・ 施設内で疑似就労体験（清掃作業）を 3 度実施（5 月 10 日間 15 名参加、8 月 9 日間 5 名参加 11 月 10 日間 8 名参加）　次年度内職作業の導入に向け、地域の工場での内職作業の需要について調査継続

リハビリ目的のレクリエーション

イ 利用者満足度調査での声を反映させた外出機会の拡大

・ 多種多様な余暇活動に向けて、外部サービス（ガイドヘルパー・介護タクシー等）を利用した個別外出について支援してきたところ、前年度は1ヶ月平均6名の利用者数であったが今年度には13名まで増加

ウ 利用者ニーズに合わせた夕食開始時間（変更後 18:00～）と食事場所（娯楽室等の活用）の見直し

・ 夕食開始時間の変更（17:30～を 18:00～に変更）は、給食委員会等で協議を重ね、利用者への事前説明や、開始日の周知、給食委託業者との調整、職員の勤務時間の変更を協議の上、平成29年 3 月から試行開始

エ 地域生活移行後の退所者への相談支援の実施

・ 退所者（地域生活）への支援として、退所後半年間は月 1 回訪問の上、健康管理や役所の手続、住宅設備の故障対応など様々な相談を支援 （28 年度 3 名に対して延べ 15 回実施）

（2）地域福祉への貢献

ア 地域の生活困窮者を対象とした、生活リズムの回復や安心安全な環境提供等を目的とする緊急入所の受入れ

・ DV 被害やアパート強制退去等による緊急入所8名の方を受け入れたところ、4名が短期間でグループホームやアパートに移行、地域移行を目指して2名が施設内訓練中、2名が施設での生活支援を継続

イ 京田辺市の福祉避難所としての体制確保（新規）

・ 京田辺市福祉避難所設置運営マニュアル（案）について京田辺市と協議（1回）

京田辺市の緊急通報設備の協議(1回)

緊急通報設備は、年度末に設置

ウ 自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受入れ

・ 地域一斉清掃(年2回)、区民運動会(6名)、ラン伴イベント(認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、タスキを繋いで、日本を縦断するプロジェクト)、京田辺市自衛消防隊訓練大会及び出初め式、地域地蔵盆、洛南寮七夕まつり(招待:地域243名、ボランティア28名)、洛南寮内環境整備(9/3ボランティア39名、5/14ボランティア38名)、その他、見学・慰問等を積極的に受け入れ

エ 地域住民や児童に対する紙漉き体験会の実施(年2回)

・ 8 月 2 日・4 日・9 日の 3 回実施 延べ 18 名の小学生が参加

オ 介護技術講習など地域住民のニーズに合わせたボランティア講習会の実施(年2回)

・ 10月27日 「車いす体験ふれあい講座」を実施(地域住民10名参加あり)

2月4日 ボランティア交流会を実施(ボランティア 12 名及び京田辺市社協から参加あり)

交流会参加者からは 「行事の予定をもっと早く知らせてほしい」「外出行事時、連絡用に職員用携帯電話を用意するなどしてほしい」等の意見あり

カ 地域清掃活動の実施(月1回)

・ 天候不順や職員体制の不備で、毎月はできなかったが、地域貢献の一環と捉えて継続

大住ヶ丘自治会主催の地域一斉清掃

(3) 広報活動の強化

ア ホームページやブログ、広報紙「洛楽」(年3回発行)による施設情報の発信

・ 事業団ホームページやブログで、施設の取り組みや行事等を積極的に発信

広報紙「洛楽」を年3回発行 ブログ 29 回更新(救護課 18 回 / 洛南寮全体 11 回)

イ 関係機関を対象に「洛南寮だより」(毎月発行)による空き情報等の発信

・ 入所空き状況を知らせる「洛南寮だより」については、定員に近い入所状況を鑑み、毎月発行とはせず(年3回の発行)

ウ 「介護相談・施設見学会(給食の試食や喫茶活動の体験等あり)」の実施(年2回)

・ 介護相談・施設見学会は、計画どおり11月17日(木)と11月19日(土)に地域住民13名参加の上実施(施設見学や昼食の試食など)

施設見学会の様子

3. 自立運営を目指した管理体制の強化

(1) 業務改善アクションプランの推進・実行

ア 新たに午前に入浴時間を設定する等、週間日課の見直し

・ 入浴において要介護の利用者グループから、安全面での見守りのみで入浴可能なグループを作り、午前入浴を実施。午前の通院等への影響を最低限に押さえながら、1日の入浴時間に幅を持たせることで少しでも入浴時の混雑さを軽減

イ 他課との相互応援による業務分担の効率化とボランティア、ガイドヘルパーの付き添い依頼による業務の削減

・ 職員体制の課題から、相互応援には取り組めなかった。ガイドヘルパー利用による外出支援は前年度以上に充実できたが、通院付添等の業務効率化までには至らなかった。しかしながら、年度の後半には洗濯業務を中心とした短時間非常勤職員を雇用し業務の一部を改善

（2）効率的で効果的な管理運営の方策

ア 関係機関との連携強化による定員の充足

入退所状況　　定員：100人（単位：人）

区分／年度	年度当初	入所	退所	退所後の状況						年度末
				社会復帰	家庭復帰	医療機関	他施設	死亡	その他	
平成26年度	94	11	11	0	0	3	3	5	0	94
平成27年度	94	16	15	1	1	6	4	3	0	95
平成28年度	95	17	17	5	0	3	4	4	1	95

通年を通して概ね定員を維持。その他緊急的な保護施設としての役割を果たすよう一時入所も受入

福祉事務所、精神科病院等関係機関への定期・随時訪問や積極的な情報発信

・ 福祉事務所への訪問や入所情報掲載の「洛南寮だより」発行による空き情報の提供は適宜実施。施設広報紙「洛楽」は 3 回発行の上、関係機関あて送付

新規事業(居宅生活訓練事業)については、29 年度実施に向けて準備開始

イ 経費の効果的執行

月単位の消耗品費・光熱水費の周知（見える化）による経費支出のコントロール

・ 毎月の職員会議で消耗品費、光熱水費を推移表で示し、節約意識を醸成

照明の全面LED化や計画的な設備整備の実施（充実）

・ 経年劣化が目立つ施設ではあるが、安心安全で明るく清潔な施設を目指し、玄関フロアや廊下等の壁紙の改修、掲示板の更新、管理棟屋根修理をはじめ計画的に施設改修を実施

居住等の屋根部分も来年度以降実施予定

（3）人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 接遇力及び専門的知識や技術の向上を目的とした、職員が講師となる研修の実施

・ 管理職による虐待防止マニュアルを使用した人権研修、看護師による「ノロウィルス等の感染予防」、「熱中症及び救急対応の理解」、新任支援員による「接遇力向上」、役付職者による「障害者差別解消法」などの内部研修を開催(5 回)

京田辺市消防本部による防災研修、消火訓練を含む総合防災訓練を 2 回実施

京田辺市救命講習に随時派遣

イ 地域生活移行等、先進的な取組みをしている施設への派遣実習の実施

・ 12 月 6 日千里寮(3 名)・1 月 24 日高槻温心寮(3 名)への視察を実施したが、職員体制の課題から実習については未実施

ウ 新規採用職員(契約・非常勤)に対する職場内OJT及びエルダー制度の活用(新規)

・ 職場内 OJT 及びエルダーによる助言指導実施(契約職員にもマンツーマンでのエルダーを分担)

エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

・ 社会福祉士及び介護福祉士の実習に関しては、実習生受入の依頼はあったものの受入実績なし。京都府福祉人材サポートセンターから依頼のあった福祉職場インターンシップ 1 名を受入

オ 業務内容や労働条件を柔軟にした職員募集の実施

・ 週 12 時間、20 時間といった短時間勤務等の条件でも職員募集したところ、数名の採用に至ったが、充足には至らず

4. 活気溢れる職場づくり

(1) 接遇を重視し、笑顔による挨拶や整理整頓のためのクリーンタイム実施

・ 使いやすい小型のコードレス掃除機を事務室・夜勤室に設置し、就業前後の清掃・整理整頓を奨励

(2) 職員倫理綱領の唱和(毎月職員会議時)

・ 毎月の職員会議の最初に出席者で職員倫理綱領を唱和

(3) 施設内事業所間(養護老人・救護)の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化

・ 今年度は、職員体制の課題から人事交流までの体制は組めず

京田辺市自立支援協議会の集会

和やかなムードのすき焼きパーティー

（4）東山母子生活支援施設

【概況】

DV 被害や虐待など身体的、精神的に様々な家庭事情を抱えて入所した母子に対して安全な生活環境を提供するとともに、学校や福祉事務所等関係機関と連携し、個々の世帯が抱える多様な課題の克服に努め、学習支援、各種行事への参加等児童の健全な成長発達と自立し地域社会で新たな生活ができるよう、母親の生活、養育、就労の支援に努めた。

また、人権擁護・虐待防止の取組みについては、研修やセルフチェック等による職員の資質向上に努め、風通しのよい施設づくりをこころがけるとともに、利用者による児童虐待の防止策として、職員間での情報共有、状況確認、記録の徹底、施設長への情報の一元化に努めた。

入所世帯については、今年度3世帯を受入、6世帯の退所があり、年度当初との比較では、3世帯の減となり、定員には満たない状況の中で、今年度は新たに近畿の福祉事務所に東山母子生活支援施設のパンフレットを送付し、周知に努めた。

【事業計画とその取組結果】

1． 虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取り組みの強化

ア 外部委員の協力の下、「虐待防止委員会」（月1回）による検証と改善策の実行

・ 外部委員の協力を得ながら虐待防止委員会を毎月開催し、「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の集計結果をフィードバックし、セルフチェック内容、改善策、自由意見の検証実施。

イ「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

・ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」を毎月実施し、職員自身が自己点検。必要に応じて施設長が個別面談を行い、助言等実施。

ウ 虐待防止研修への積極的参加

・ アンガーマネジメントをテーマとした法人虐待防止研修に契約職員を含めた全職員が参加

また、こころの相談員を講師とした「虐待対応について」等の職場内研修を実施

（2）危機管理体制の強化

ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

イ 利用者による児童虐待の早期発見をめざした、職員間での情報共有や複数職員による状況確認、記録の徹底

・ ヒヤリハット事例が発生した場合には、速やかに必要な職員間での報告や記録を徹底、詳細や改善策等については全職員で行う職員会議においても周知。利用者間のトラブル等へも状況確認は複数で行うこととし、情報を施設長へ一元化することを徹底。利用者の児童虐待につながる事例にも早期に対応。

ウ 事故防止委員会の開催(月1回)による分析・検証と改善策の実行

・ 事故防止委員会を毎月開催。火災報知器の電球の抜き取り等のいたずら事案も対象として掘り起こした結果、報告件数は増加したが、注意喚起によりヒヤリハット件数は減少。保管庫転倒等のヒヤリハット事案へは保管庫と壁面へのビス留めを行うなど迅速な改善を実施

・ また、施設侵入防止対策として、京都府家庭支援総合センターと共に非常通報装置を設置

（事故・ヒヤリハットの状況）

事故 0件（平成 27 年度 0件）

ヒヤリハット 6 件(保管庫転倒、迷子ほか）（平成 27 年度 17 件）

物損等その他 23 件

エ 施設内設備の定期的な安全点検の実施(月1回)

・ 居室内安全点検を「安全点検カード」により毎月実施。

消防用設備等に係る「自主検査票(日常)」(毎日実施)、避難、閉鎖障害等をチェックする「自主検査チェック表」(日常)(毎月実施)等を行い、京都府家庭支援総合センターに提出

オ 「AED」の設置及び AED 講習会の実施

・ 「AED」をレンタルで設置(毎月点検)し、全職員に操作説明実施

カ 「東山母子生活支援施設マニュアル集」の作成

・ 東山母子生活支援施設マニュアル集を作成(49 項目)し、職員へ周知

引き続き改正、作成を継続

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)関係機関との連携による定員の充足

利用世帯状況　　定員 20 世帯（単位：世帯）

区分／年度	年度当初	入所	退所	退所の理由				年度末
				DV・離婚問題解決	生活能力向上	復縁結婚	自主退所	
平成 26 年度	14	7	9	7	1	1	0	12
平成 27 年度	12	6	1	0	1	0	0	17
平成 28 年度	17	3	6	6	0	0	0	14

母子への支援により入所時の問題が解決し 6 世帯が退所され、入所は 3 世帯にとどまり、年度末は 14 世帯（退所世帯の平均在所期間：1 年 7 月）

ア 支援の充実をめざした自立支援計画の進行管理の徹底及び見直しの定期実施(年 2 回)

・ 自立にむけての利用者支援を具体的にするため、自立支援計画の様式の変更(アセスメントシート、プランニングシート、退所プランニングシート)

利用者と職員、関係機関（措置機関、福祉事務所）と課題を確認し、自立支援計画の年2回の定期見直しを実施

イ 就労支援の充実

求職者支援制度の活用など母親に対する就労セミナー受講の推進

・ パソコン講座、介護職員初任者研修の求職者支援制度の活用及び女性の再就職のためのパソコン講座受講。（4名）

就職活動への同行支援

・ 就職活動については、京都ジョブパーク、マザーズジョブカフェ、ハローワーク、区役所等へ同行支援。結果として 2 名が就職につながり、4 名は職業訓練を開始

社会保険制度、雇用保険制度や年金制度等勉強会の実施による就職へのフォロー

・ 社会保険制度等の説明による就労継続支援の実施（雇用保険、年金制度等は、次年度に取組）

就職活動時や緊急時における補完保育や働く母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施

・ 保育所への送迎支援、調停等のための補完保育を実施（194回）

ウ 児童支援の充実

児童（小1～小6）に対する放課後支援としての学童保育（ドリームクラブ）の実施

・ 土日祝日、年末年始、お盆を除き学童保育を行い、児童支援の実施（延べ 1，329 名参加）

ボランティアの協力による中高生対象の個別学習支援の実施

・ 毎週水曜（18:30～19:45）にボランティアによる個別学習支援の実施

中高生を対象としたケーキ作りや編み物等の余暇支援の充実

・ お菓子の家作り、たこ焼きパーティーなどの余暇支援を実施（4回）

京都市内母子生活支援施設合同ｷｬﾝﾌﾟの様子

夏休み等長期休暇時におけるキャンプ等施設外活動の充実

・ 京都母子生活支援施設協議会での高学年キャンプ、低学年キャンプ、Tシャツつくり、BBQや学童保育での京都水族館への戸外活動の実施（8回）

エ 母子支援の充実

安全な見守り体制の確保を目的とした、夜間時における勤務体制の見直し（新規）

・ 遅出勤務職員 2 人のうち 1 人を 12:15～21:00 勤務とし、夜間時の見守り実施

DV 被害者の母及び被虐待児に対する個別面接等心理ケアの実施（母1人あたり月2回）や小児科医による子育て相談の実施（年8回）

・ 母子の心の安定と母親の養育能力の向上のため、母への心理ケア（延べ224回）、子どもへの心理ケア（延べ86回）、小児科医による子育て相談（4回）を実施。

情報交換や心の安定を図ることをめざした、親子参加事業「かるがもクラブ」や乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」、その他多彩なメニュー（卓球指導・ウォーキング講習会・季節行事等）による母子活動の実施

・　花見、「おたべ」作り体験等かるがもクラブ」（6回）、「アンパンマンおにぎり」のキャラクター弁当、節分「飾り巻き寿司」作り、手芸「ティッシュケース」作り等「ひよこクラブ」（5 回）の実施及び親子　卓球指導（11 回）、ウォーキング講習会（11 回）を実施し、心の安定を図り、育事協卓球大会での入賞児を創出

育児支援でお母さんと取り組んだキャラクター弁当

保育所等への送迎や居室の片付け等の家事支援の実施

・　母の体調不良等による保育所等への送迎の計画的実施及び居室の整理整頓用具の購入等家事支援の実施

オ　「ボランティア感謝祭」の継続実施による明るい雰囲気づくりの実施

・　毎年、利用者、ボランティア、職員との交流を図るため、焼きそば、フランクフルト、豚汁等の模擬店を展開する「ボランティア感謝祭」を行い、明るい雰囲気づくりの実施

カ　第三者評価の受診による支援の充実及び業務改善の推進

（評価機関：一般社団法人京都社会福祉士会）

・　丁寧な支援、中・長期計画、事業計画の策定への全職員の参画、退所プランニングシートの導入等については高評価。一方、感染症の予防、ケース会議の記録等については要改善との指摘（評価結果は現在整理中）

京都市児童施設育成事業推進協議会卓球大会で入賞しました

（2）地域福祉への貢献

ア　東山地区、清水地区で開催される地域行事への積極的参加

・　清水まつりに母子24名参加、東山区民ふれあい「子どものまち」に母子9名参加

イ　「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」における「パープルリボンキャンペーン」への啓発活動への積極的参加

・　京都駅前で平成 28 年 11 月 15 日に開催の「パープルリボンキャンペーン」啓発活動に参加

ウ　家庭支援総合センターとの連携による、配偶者からの暴力被害者の一時保護受入れ

・　2世帯、4名、延べ 59 日、配偶者からの暴力被害者等の一時保護の受入れ実施

（3）広報活動の強化

ア　ホームページやブログによる施設情報の発信

・　随時ブログを更新し、施設行事等を紹介（36回）

イ　施設の魅力を伝えるためのパンフレットの更新

・　近畿の福祉事務所（160 箇所）へ東山母子生活支援施設のパンフレットを送付し周知。

また、利用したい施設紹介パンフレット（A4　6ページ巻3つ折）を作成し、施設の魅力を発信。

パープルリボンキャンペーン2016

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

（1）業務改善アクションプランの推進・実行

ア 関係機関（福祉事務所、学校、保育園等）との連携（カンファレンスの実施等）の充実

・ 入所時等に関係機関とカンファレンスを行い、円滑な転校等の実施

イ 京都市立東山開睛館、京都府家庭支援総合センターとの定期的な連絡会議の実施

・ 東山開睛館との定期連絡会（7回）、家庭支援総合センターとの定期連絡会（6回）実施し、情報共有、課題抽出の実施。

ウ 利用者の満足度向上をめざし、「母の会」等にて利用者からの声の集約と改善策の実施

・ 満足度アンケートの実施及び「母の会」を隔月開催し、利用者からの声をお聞きし、共同備品の整備や清水公園の清掃等環境整備の実施

清水公園の清掃の様子

（2） 経費の効率的な執行

三半期ごとの予算管理の徹底及び職員への支出状況伝達による経営意識の醸成

・ 社会福祉法改正を踏まえ、三半期ではなく四半期に予算を配分の上、執行管理を徹底し、職員へ複写機の使用料等支出状況を伝達する等により予算内で執行

（3）人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による就労支援や不登校児への支援等の所内研修実施

・ 子育て支援、ひとり親家庭への支援、面会交流をテーマとした職員講師等による職場内研修の実施（6回）

イ 母の精神障害や児童の発達障害などに関する外部研修への計画的派遣と報告の徹底

・ 全国母子生活支援施設職員研修等21回の外部研修に延べ33名参加

ウ 他の施設職員を招いてのケース検討会議の実施による支援の充実

・ 京都府発達障害者支援センター職員を招いてケース検討会議を実施（5回）

エ 実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

・ 京都府立大学、佛教大学からの実習生の受入及び実習後の施設行事等にボランティア参加

4. 活気溢れる職場づくり

（1） 挨拶の励行や身だしなみの相互チェックの実施

・ 登校、登園時等の挨拶の励行及び職員間の身だしなみの相互チェックによる接遇マナー向上。

（2） 共有スペースへの生け花や作品展示等明るい雰囲気づくり

・ 共有スペースに児童作品（アイロンビーズ）の展示及び桜、花菖蒲、すすき等季節の生け花を置き、明るい職場の雰囲気づくりを実施

（3） 職員間のコミュニケーションの活性化をめざしたミーティングの実施

・　原則毎週水曜日に全職員による職員会議、ケース会議、所内研修、ミーティングを実施、職員間のコミュニケーションの活性化を実施。

かるがもクラブ「お花見」の様子

ドリームクラブの菜園で収穫したいちご

玄関飾り（中秋の名月）

ボランティア感謝祭の様子

かるがもクラブ「お持ちつき」の様子

（5） 視力障害者福祉センター

【概況】

視覚障害者の職業的自立を支援するため、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の養成施設として、国家試験の全員合格をめざし、学習支援を行うことに加え、模擬試験（7月、10 月、11 月）や補習授業（1月、2月）を実施した。また、職場見学会や施術者マナー講習会、面接講習会等を開催し、教育訓練や就労支援の充実を図るとともに、安心して勉学に取り組める環境づくりに努めた。

職員の資質向上と職員間の連携強化のため、授業内容改善会議（7月、12 月）を開催し、また、体験見学会（7月、10 月）を開催して、利用者増に取り組むなど、施設機能の強化や経営の安定化を図った。加えて法人全体で取り組む人権擁護、虐待防止研修に職員18名が参加し、利用者本位の施設づくりに努めた。

さらに地域住民を対象としたあん摩奉仕や臨床実習の実施、健康講座を開催することにより、地域社会に開かれた施設をめざした。なお、法人内の他事業所との連携による新たな福祉サービスの提供については、次年度検討する地域に向けた公益的な取組みの検討に含めることとした。

一方、国において、平成 28 年 10 月にあはき師養成施設のカリキュラム変更が決定され、平成 30 年度から施行されることを踏まえ、当センターにおいても外部有識者参画によるワーキング会議を設置して、平成 30 年度に向けた課程・カリキュラムの見直しを推し進めてくこととした。

【事業計画とその取組結果】

1． 虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取組みの強化

ア　虐待防止研修の受講（全職員）

法人虐待防止研修会3回（延べ18名参加）

京都府障害者虐待防止・権利擁護研修（6月、9月開催、2名参加）

イ　職員セルフチェックの実施（月１回）及び職場ストレスチェックの取組み（年２回）

・「虐待防止に係るセルフチェックリスト」を実施（毎月）の上、職員の意識を自己点検するとともに改善に向けた提案等抽出。結果をふまえて個別面談を行う等対応

・ 職場ストレスチェックの取組みについては、5月に厚生労働省「5分でできるストレスチェック」をもとに施設独自のチェックと10月には法人全体でストレスチェックを各1回実施

ウ　虐待防止委員会（月１回開催）による職員セルフチェックの分析及び虐待防止対策の実施

・ 虐待防止委員会を月1回開催し、職員セルフチェックの分析を行うとともに、チェック内容確認のため職員面接を適宜実施

（2）危機管理体制の強化

ア　各種危機管理マニュアルの整備・充実

・ ノロウイルス対応マニュアルについて、利用者が罹患した場合の出席停止及び公欠の取扱い部分を改定(平成 29 年1月 27 日)

イ　地域防災訓練への参加など地域や関係機関との連携強化

・ 下鴨学区地域の防災訓練(11月開催、2名参加)

ウ　事故防止委員会(月 1 回)による事故・ヒヤリハット及び「気づきレポート」の分析と改善策の実行

(事故・ヒヤリハットの状況)

事故　1 件(再試験での出題ミス)(平成 27 年度　0件)

ヒヤリハット　10 件(利用者間の接触、電動ベッドでのワゴンのはさみ込み、利用者所持品の破損等)(平成 27 年度　10件)

・ 事故防止委員会を月 1 回開催の上、事故ヒヤリハット報告に加えて、日常の細かな気付きも拾い上げる「気づきレポート」(平成 28 年度 143 件)を分析の上、改善策を検討し実行

・ また、施設侵入防止対策として、非常通報装置、モニターカメラ、人感センサーを設置するとともに下鴨警察署の協力のもと、防犯講習会を実施

エ　設備の定期的な安全点検及び老朽化設備の計画的改修

・ 建物、設備、機械等の安全点検の実施(6月、9月、12月、3月)

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)利用者支援の充実

ア　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実・受験生を対象とした補習授業や模擬試験の実施

・ 模擬試験(7月、10月、11月)、補習授業(1月11日～2月22日、延べ91時間実施)を行うとともに7月、12月に授業内容改善会議を開催

国家試験の合格率(新卒者)　(単位:人)

区分 年度	あん摩マッサージ指圧師			はり師			きゅう師		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平成 26 年度	9	8	88.9%	3	3	100%	3	3	100%
平成 27 年度	6	5	88.3%	5	3	60.0%	5	3	60.0%
平成 28 年度	9	6	66.7%	8	5	62.5%	8	5	62.5%

参考資料

	あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゅう師
平成28年度全国合格率 (視覚障害者施設の新卒者)	83. 6%	72. 3%	70. 6%

イ　視覚障害者の社会的･経済的自立支援の促進

治療院等への「職場見学会」の実施

・　8月にワコール本社マッサージルーム、デイサービス暖団（だんだん）訪問（13名参加）

就労支援員等による卒業予定者等への就職先斡旋の実施

・　10 月に京都障害者職業相談室（ハローワーク京都七条）からの施設訪問による求職登録実施

（新卒者9名と聴講生2名の合計11名登録）

また、国家試験終了後、登録内容に基づいた就労支援員による就職先の斡旋実施

（企業ヘルスキーパー、クリニック、治療院等へ8名斡旋、8名就労）

入所式(H28.4.7)

利用者向けの施術者マナー、消防署員による救急救命講習会の実施

・　3月に外部講師による施術者マナー講習会、面接マナー講習会を開催（延べ57名参加）

また、左京消防署員による、人工呼吸法、心肺蘇生法、AED の使用法等についての普通救命講習会を開催（14名参加）

京都府視覚障害者協会と連携したパソコン講習会の

・　10月、11月にパソコン講習会を5回開催（5名参加）

卒業式(H29.3.3)

ウ　夏休み等の利用者に対するフォローアップ講習の取組み

・　夏休みを利用した、受験学年対象のフォローアップ講習会（学習会）を開催（8月1日～10日、32 時間開催、延べ 95 名参加、）

エ　「第三者評価」の受診による支援の充実及び業務改善の取組

（評価機関：特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク「一期一会」）

受診結果は、A 評価が50項目、B 評価が11項目、C 評価が1項目

アンケート調査や給食のし好調査の実施、施設内の意見箱の設置等、障害のある本人が意見を述べやすい体制が確保されているとの評価

一方で、施設の広報誌の作成やボランティアの受入体制については改善が望まれるとの指摘

オ　国のあはき師養成カリキュラム変更への対応

・　あはき師養成の資質向上をめざした、国のカリキュラム変更の方針決定を踏まえ、外部有識者を含んだワーキング会議を開催（11月、1月）し、現在の高等課程（1 科）・専門課程（1 科）を専門課程（2 科）に集約しつつ、現行と同様のあはき師、あん摩マッサージ師の養成が行えるよう課程・カリキュラム見直しを推進していくことを確認

（2）地域福祉への貢献

ア　地域住民を対象としたあん摩･はりの臨床実習の実施

・　あん摩臨床実習（延べ 1,015 名施術）　　はり臨床実習（延べ 759 名施術）

イ　地域住民及び高齢者福祉施設（訪問）へのあん摩奉仕の実施

・　10月に高齢者福祉施設 1 箇所を訪問し、利用者 46 名に対し、あん摩施術を実施
　また、11月には、地域住民 81 名に対し、あん摩施術を実施

ウ　理療の専門性を活かした健康講座等の開催（新規）

・　11 月にツボ療法についての講演会と肩たたき体験について健康講座を開催
　（地域住民13 名参加）

健康講座 H28.11.29

（3）広報活動の強化

ア　ホームページ掲載情報の充実及びブログによる情報発信

・　施設利用案内、募集要項、催し物の開催等については、わかりやすく、タイムリーにホームページへの掲載に努め、また、ブログによる施設PRとして、ハイキング、体育祭等の行事を中心に情報発信（17 件）

イ 福祉事務所や病院等への訪問による施設PRと利用者の掘り起こしの取組み

・ 京都市内（14箇所）の福祉事務所と病院（4箇所）への訪問

ウ 社会福祉協議会や福祉関係団体企画事業（白杖デー等）への積極的参加

・　第50回白杖安全デーパレード班実行委員会に参加（5月、7月、9月、11月）
　第50回白杖安全デーパレード開催（10月10日）

体育祭 H28.10.7

ハイキング H28.5.20

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

（1）業務改善アクションプランの推進・実行

ア 職員の専門性を活かした法人内他施設との連携による福祉サービスの実施（新規）

・　法人内の訪問福祉サービス（新規事業）の利用者に対するあん摩施術実施について検討するも、施術対象となる利用者数が少なく、また、あん摩施術の実施が授業のない休業期間と限定され、十分なPR効果が見込まれないことから、実施に至らず

イ 事務分担や授業体制の見直しによる効率的な施設運営

・ 施設内業務改善プロジェクトチームによる効率的な事務分担の見直しを実施
　また、教員の退職に伴う次年度の授業・実技体制の見直しを実施

ウ 利用者の障害程度や人員に応じての実技・実習一人体制の実施

平成 27 年度から実施している「専門科2年きゅう実技」、「高等科2年マッサージ実技」の教員1名による実技・実習体制(平成 26 年度までは教員 2 名で対応)は、本年度も継続

また、実施上の問題点については、授業見学により検証

(2)効率的・効果的な管理運営の方策

ア 利用料収入等の確保(次年度当初目標利用者数 50 名)

利用者の状況(4 月1日現在)　　定員:高等科 45 名、専門科 45 名、合計 90 名

	高等科	専門科	合 計
平成 29 年度	16名	18名	34名
平成 28 年度	12名	24名	36名
平成 27 年度	10名	23名	33名

＊ 利用者増に向けた体験見学会等の取組みを行ったが、前年度よりやや少ない利用者数にとどまった。

体験見学会開催(年 2 回)

7月に夏の体験見学会を開催(参加者24名)

10月に秋の体験見学会を開催(参加者10名)

福祉事務所や病院等への訪問及び情報発信による利用者の掘り起こし

京都市内(14箇所)の福祉事務所と病院(4箇所)への訪問

ホームページへ施設利用案内、募集要項、催し物開催等について掲載

また、ブログによりセンター行事を中心に情報発信

イ 卒業生等への臨床スキル向上及び就労をめざした就労継続支援事業等新規事業に向けた取組み(新規)

・ あはき施術に特化した就労継続支援事業所の運営状況について調査を行い、新規事業推進チーム会議に報告・検討するも利用見込み調査の実施や具体的な指導員・施術所等の確保の課題があり実施に至らず

(3)経費の効果的執行

ア 照明や機器、設備等の省エネ化の推進(LED化等)(充実)

・ 教育棟 1 階廊下、2 階休憩コーナーの照明を一部LED化

イ 老朽化した設備等の計画的な修繕及び更新

・ 老朽化した設備(厨房給湯器、体育室煙感知器)の取り替えや定期点検による消防設備の不良箇所の改修を実施

(4)人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 人事考課制度を活用したOJTの推進

・ 職員の自己点検や考課者による面接により、日常支援業務について計画的な目標設定を行

い、また、中間期にフィードバック面接を行うことで、職員に対する継続的な指導・育成を実施

イ　職員講師による効率的なパソコン操作や収支状況等に関する所内研修の実施（7月、11月）

・　事業団の収支状況とその課題について（7月）

・　パソコン操作が効率的に行えるキー操作について（11月）

4. 活気溢れる職場づくり

（1）職員会議提案事項への提案促進とその実現

・　職員会議において6件提案、事務処理等に関する3件提案については提案実現

（2）事業団研究発表会への積極的参加

・　3 月開催の研究発表会に理療科用読み辞書「読タ一」の開発について、仁科教員が発表

（3）関係機関や地域との連携を深めるための外部行事等への参加

・　関係機関については京都ライトハウスとの連携により、京都視覚障害者「チャレンジ・ラン」の実行委員として協力参加（利用者5名競技参加）

また、地域との連携については下鴨学区の地域の防災訓練に参加

（6） 桃山学園
（障害児入所施設）

【概況】

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立に向け、基本的生活習慣や知識・技能の習得など、療育活動等を通してそれぞれの課題と個性に応じた支援を行った。その結果、4名の児童が家庭復帰をし、1 名が地域グループホームへ移行することが出来た。

また、継続して虐待防止・人権擁護の取り組みとして職員の意識向上や専門知識・技術の習得を目的とした施設や施設外研修、他施設への視察研修等を積極的に行った。特に自閉症に関する理解を深めるため、法人組織内の京都府発達障害者支援センターはばたき（以下、はばたき）の協力を得て、継続的に学習会等を開催したり、職員自身が研修を企画するなど支援技術の向上を図った。

強度行動障害の支援に対しては、新たな職員の強度行動障害支援者養成研修の受講や他県の強度行動障害支援を実施している同種施設の訪問実施により、支援技術の向上に努めた。また、障害特性に着目し、支援に必要な環境整備のため、関係業者への視察も実施し、ハード面の整備を行った。

一方、入所定員の充足については、関係児童相談所、相談支援事業所等へ情報発信し、迅速に受入体制を取った結果、緊急一時保護や入所相談、施設見学等の利用の増加につなげることができたものの、施設入所には至らず、定員充足とはならなかった。このことは、次年度も積極的に取り組んで行きたい。

ブログの更新や、機関紙の発行等、地域への情報発信の充実を図り、地域行事等へも積極的に参加し、地域との交流に努めた。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取組みの強化

ア 職員間の情報共有の徹底と組織的な対応力の向上

朝のミーティング時における報告の視点や共有すべき情報の項目の整理・明確化

・ 児童の日常生活のきめ細やかな支援をめざし、朝礼後にミーティングを実施（学校休業日を除く毎日）の上、情報の共有化や、支援方法を統一

児童及び職員間のコミュニケーションの活性化を意識した挨拶や声掛けの励行

・ 会議及びミーティングを通じて、サービス向上の取り組みとして意識的に実施

職員同士で感謝を伝えあうグッジョブカードをコミュニケーションツールとして活用。活発にカードを書き合うことができ、コミュニケーション活性化の効果あり

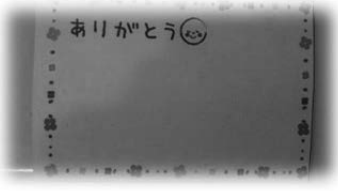

グッジョブカード

チームでの検討による個別支援計画の作成

・　グループミーティングにて、個別支援計画のモニタリング等を行い、加えて、はばたきとの学習会の中で困難ケースの検討を継続的に実施(2 ケース)

イ　職員の意識改革と知識・技術力の向上

人権擁護や虐待防止をテーマとした所内研修の実施(年3回)　及び外部研修への積極的参加

・　人権擁護や虐待をテーマとして所内研修を児童支援課、児童養護課合同で年 2 回実施

外部委員の協力の下、「虐待防止委員会」による検証や改善策の実行

・　施設の「虐待防止委員会」を実施(年2回)し、生活環境や児童への支援内容についての助言をもとに改善

「虐待防止に係るセルフチェックシート」実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

・　「虐待防止に係るセルフチェックシート」で職員意識の自己点検を毎月実施。その結果を把握・分析の上、悩みのある職員や支援に不安のある職員への個別面談を実施

ウ　施設利用者や家族の声を活かした施設運営

施設利用児童を対象とした「意見等を聴く会」の定期実施(年3回)

・　「子ども会」を「意見等を聴く会」と位置づけて実施(年 7 回)。主に登校時のルールや食事や行事についての希望があり、可能な限り児童の意見を取り入れ実施

保護者会(桃親会)との懇談会(情報交換)の定期実施(年6回)

・　夏祭り(そうめん流し)、学園祭、餅つき会等において保護者との情報交換を実施。加えて、保護者会(桃親会)及び OB 保護者、職員との懇親会も実施(5 回)。その中での意見から、平成 29 年 4 月始めに施設玄関アプローチの花壇整備を保護者 OB 主導で実施。

保護者OBの皆さん主導で
玄関アプローチの花壇を整備

保護者への積極的な情報発信を目的とした機関紙

(「学園だより」、「ふれあい」)の配布

・　機関紙等の定期配布(　6月、11月、2月)。来年度も継続実施

利用児童や保護者からの意見を反映した改善策の実行

・　玄関周辺の整備、壁面等の装飾等を実施

外部からの見学者や実習などの積極的な受入れ及び意見の徴収

・　外部からの見学者等 7 団体　44 名を受け入れ。そのうち、津久井やまゆり園の事件を受けて他施設の支援方法を学びたいとの依頼で、宇治市内の成人施設から視察を受け入れ

　大学等からの実習受入については前年度までの受入校に加え、新規実習校 1 校と受け入れを調整。また、京都府児童相談所職員や京都府のインターシップ事業等も積極的に受け入れ

エ. 児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への積極的参加

・　児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動について、その目的について職員への理解を促し、外部での勤務時にはその着用を徹底した結果、職員の意識が向上

(2)危機管理体制の強化

ア　事故・ヒヤリハットや相談、苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

・　事故・ヒヤリハットや相談・苦情等について、速やかに漏れなく報告することを徹底し、全体で共

有して支援を統一すべき事項は、毎日のミーティングや毎月の課内会議にて指示・共有。加えて、支援記録システムへの迅速な入力を行い、詳細等職場内全てで把握可能とするよう徹底

イ「事故防止委員会」(月１回)による検証及び再発防止策の徹底とマニュアルの見直し

・ 事故・ヒヤリハット事例の概要としては、薬の配薬ミス、児童から児童への暴力など他害に関する事項が多かった。その対応としては、薬関係については、服薬手順の変更、暴力については、居室変更や個別児童の障害特性に合わせた関わりの変更等を実施

・ また、施設侵入防止対策として、非常通報装置、モニターカメラ、人感センサーを設置

（事故・ヒヤリハットの状況）

事故　4件(転倒、他害による外傷、投石等)　　(平成 27 年度　9件)

ヒヤリハット　53件(投薬ミス、他害未遂等)　　(平成 27 年度　54件)

2. 安心安全な福祉サービスの提供

(1)児童支援の充実

ア 臨床心理士を含めたチームアプローチによる個別支援計画検討会の実施(月1回)

・ 毎月のケース検討会議にはばたきの職員が参画し、支援技術や、ケースの見立て等専門的で多角的な視点でのアドバイスあり

イ 個別支援計画に基づく支援の徹底

・ 個別支援計画に基づく支援が行えているか、グループミーティングの中でモニタリング等を随時実施。

ウ 新たに立ち上げる「環境改善委員会」による生活空間の見直し(権利擁護と安全に配慮した鍵のあり方　等)(新規)

・ 環境改善委員(構成員:技術次長、主任、支援員 1 名、保育士 3 名)による生活空間の見直し提案(6件)（強度行動障害児向け空間提案、行動改善室の利用方法提案、児童生活空間の色彩、玄関前アプローチの植栽、職員室内の整備、食堂椅子の交換等）

エ 支援マニュアルの定期的な見直し(4 月、9 月、12 月)

・ 日常生活マニュアル(食事、着脱衣、衣類整理、排泄、就寝、入浴、歯磨き等)、虐待防止マニュアル、行方不明者捜索マニュアル、保健マニュアル(感染症、保健衛生等)、緊急時対応マニュアル(災害、事故等)の定期的な見直し実施(6 月、10 月、1 月)

オ 児童の心身の安定と余暇活動の充実をめざした園芸活動及びスポーツ教室の実施

・ 園芸活動を開始し、きゅうり、トマト、ししとう、さつまいも等を収穫。また、収穫物は食事材料とし、食することで、育てる～収穫～食するまでの過程を通じた食育としての学びあり。

・ 児童の体力向上をめざして、法人内のスポーツ指導員によるスポーツ教室を小・中学生対象に実施。(月1回)

夏野菜収穫の様子

スポーツ教室の様子

カ 外部からの講師参加による所内事例検討会の実施

・ はばたきの職員を講師に迎え、事例を通した自閉症の理解と対応についての学習会等を実施（15回）（全体講義3回、ケース検討会8回、課内ケース会議3回、行動観察1回）（※再掲）

（2）地域福祉への貢献

ア 積極的な地域行事への参加による地域とのネットワーク強化

・ 地域行事（区民運動会、祭礼、餅つき等）に児童、職員とも積極的に参加し、地域とのネットワーク強化推進

イ 京都市南部障害者地域自立支援協議会への適宜情報発信による連携強化

・ 京都市南部障害者地域自立支援協議会へ出席（ 6回）

（3）広報活動の強化

ア ホームページやブログの活用による外部へのPR強化

・ ホームページのブログにて行事や児童の様子を更新（年30回更新）

イ 保護者及び地域への広報紙配布による情報発信や行事への招待等による施設理解の促進

・ 施設内の情報を掲載した広報紙「学園だより」（年3回発行）を保護者や地域に向けて配布

・ 学校区の小学校、幼稚園、保育所等へのポスター掲示や広報活動による「桃山学園祭」への参加呼びかけを実施（一般地域参加者 232名）

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

（1）業務改善アクションプランの推進・実行

業務改善施設プロジェクトによる業務・支援内容のゼロベースでの見直し

・ 各フロアにおける職員の配置、児童の入浴時間帯等の日常支援内容について変更。加えて、小規模ユニット化に向けての更なる見直しを次年度予定。

見直しを受けた、人員配置時間の変更（必要時間帯へのシフト変更）等改善策の実施

・ 前年度試行した、人員配置時間帯変更については本格実施。結果、児童の登下校時の職員体制が充実 （夜勤時間 16:15～9:15 から 16:00～翌日 9:00 へ変更）

（2）効率的で効果的な管理運営の方策

ア 定員の充足や利用料収入の確保（目標利用稼働率 100%）

入退所児童数　　定員：30名（単位：人）

区分 / 年度	年度当初	入所	退所	退所理由				年度末
				就職	家庭復帰	成人施設	その他	
平成26年度	21(13)	8（2）	4（2）	0（0）	0（0）	2（1）	2（1）	25(13)
平成27年度	22(11)	8（5）	10(9)	2（1）	1（1）	3（3）	4（4）	20(1)
平成28年度	20(8)	2（2）	4（1）	0（0）	4（1）	0（0）	0（ 0）	18(9)

※（ ）内は、うち契約による施設利用者数

一時保護委託として4名（延べ68日）受入をするが、家庭環境の整理が出来たため、入所に至らず。また他に4件の入所相談のあった内訳として、学齢前であることや、行動障害が顕著（他害行為）との事前情報であり、関係機関と調整する中で、個室対応が必要な児童であった為、やむなく未入所となり、定員充足に至らず

施設長及び担当職員等の定期訪問による関係機関への施設情報(取組み、利用状況、 受け入れ体制等)の発信

・ 関係児童相談所への訪問実施(5 回)

綾部、八幡、京都市南区福祉事務所への訪問(6回)

京都府下相談支援事業所との情報交換(月 2 回程度)

イ 経費の効果的執行

定期的な経理状況の分析把握(月1回)による効果的な予算執行

・ 四半期ごとの予算執行状況を、業務担当者ごとに把握の上予算を執行

(3)人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 職員講師による発達障害・自閉症理解についての研修実施(4 月・7 月)及び勉強会の推進

・ 自閉症支援講座受講者 3 名により所内研修会(2 回)を実施。全職員参加

イ 近畿、全国レベルの研究発表会への積極的参加

・ 全国知的障害者施設職員研修参加(1 名)、近畿地区知的障害者関係職員研修(2 名)、

"人間と性"教育研究協議会全国大会参加(2 名)

(今年度は各大会への参加のみとなったが、次年度は施設での取組について発表予定。)

ウ 支援の充実と業務改善を目的とした他法人への視察及び派遣実習の実施

・ 他県社会福祉事業団の強度行動障害者支援施設を視察(5名)。派遣実習については未実施のため、次年度実施予定

エ 新規実習受入れ校の拡充及びフォローの実施

・ 新規実習受入として 1 校増加したが、学生が直前に辞退されたため、実施に至らず。

オ 契約職員への職場内 OJT・エルダー制度の活用と働きやすい職場づくりの推進

・ 新規契約職員(派遣含む)4名について支援の質向上をめざして、随時 OJT 研修を実施

4. 活気溢れる職場づくり

(1) 引き継ぎ時に行う「今日の目標」の共有

・ 各自の意識の高まりとチーム全体の方向性の一致を図れるよう、引継ぎ時にチーム内での「今日の目標」を提示。職員の行動や意識の変化あり。

(2) 5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・整容)の継続実施

職場内環境の点検実施及び改善案の提案

・ 生活に潤いを与えるため、生活フロア、廊下、食堂等の壁面に季節感ある装飾を実施。また、暖かみある環境での食事を意識し、食堂内の色彩を考えた児童用椅子に更新することや、トイレや食堂での動作に視覚的理解を促す絵を改良して掲示するなど工夫。外部の来園者からも好評あり

(3) 毎日の朝礼時に行う、法人基本理念の唱和

・ 朝の引き継ぎ時に、法人理念の唱和を行うことで、職員全員が基本理念を暗唱できるまでになり、基本理念が浸透

（児童養護施設）

【概況】

社会的養護を必要とする児童が健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を養い、自立や家庭復帰ができるような生活能力等を習得できるよう、学習支援の充実による学力の向上、また発達障害等の個別課題に対応するため、チームによる支援を行う。また、外部の支援団体からの協力を得て、就労体験や研修等を実施するなど、アフターケアも含めて、支援を行った。

人権擁護、虐待防止の取り組みとして、職員意識の向上や専門知識・技術の習得を目的とした施設内研修や、施設外研修、他施設への視察研修等を積極的に行った。また、職員間のコミュニケーションの活性化を図り、安心安全な施設生活をめざして、児童からの聞き取りを定期的に行い、意見の反映や悩みの解消等につなげ、安心安全な生活を送ることができるよう職員一丸となって取り組むとともに、セルフチェックからの課題を全職員が共通して認識できるように取り組んだ。

ブログの更新や、機関紙の発行等、地域への情報発信の充実を図り、地域行事等へも積極的に参加し、地域との交流に努めた。

【事業計画とその取組結果】

1．虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取組の強化

ア 職員間の情報共有の徹底と組織的な対応力の向上

朝のミーティング時における報告の視点や共有すべき情報の項目の整理・明確化

・ 朝、昼のミーティング時に、事務的な引き継ぎだけではなく、児童の様子等の情報を共有化。また、その内容を、支援記録システムを活用して、全職員で共有化。

児童及び職員間のコミュニケーションの活性化を意識した挨拶や声掛けの励行

・ コミュニケーションの活性化を意識し、挨拶や声掛けを実施。また、セルフチェックの結果から、気になる職員に対する、個別面談を実施の上、悩みや支援についてアドバイス。

イ 職員の意識改革と知識・技術力の向上

人権擁護や虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年3回）及び外部研修への積極的参加

・ 所内研修（年３回実施）や外部研修に積極的に参加し、全職員の権利擁護意識の向上推進

外部委員からの協力の下、「虐待防止委員会」（月1回）による検証や改善策の実行

・ 法人事故防止推進委員の参加のもと、「施設事故防止委員会」（月 1 回）において、ヒヤリハット、事故等の検証を多角的に行うことによる再発防止の徹底。その検証内容は、全職員で共有

「虐待防止に係るセルフチェックリスト」実施（月1回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

・ 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」を全職員対象に実施（月1回）。その結果から、職員間の報連相、何でも話せる職場の雰囲気作りなどの課題を抽出し、職場内で改善に向けた目標を共有し実行する、改善サイクルを徹底

ウ 施設利用者の声を活かした施設運営

児童からの意見や悩みを聞き取る丁寧な個別面談の実施

・　全児童に対して個別面談を実施(月 1 回)し、暴力に関することや個々の希望等を聞き、丁寧に対応。その結果、児童の内面的な気持ちや他児の様子も伺え、早期に課題対応が可

外部からの見学者や実習などの積極的な受入及び意見の徴収

・　施設見学者や実習生の積極的に受け入れ。実習生については、施設長との面談を行い、施設に対する意見等を聴取

エ　児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への積極的参加

・　児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動について、その目的について職員への理解を促し、外部での勤務時にはその着用を徹底

(2) 危機管理体制の強化

ア　事故･ヒヤリハットや相談、苦情等に対する「報･連･相」の徹底による早期対応

イ　「事故防止委員会」(月 1 回)による検証及び再発防止の徹底とマニュアルの見直し

・　事故･ヒヤリハットや相談･苦情等について、速やかに漏れなく報告することを徹底し、全体で共有して支援を統一すべき事項は、毎日のミーティングや毎月の課内会議にて指示･共有。加えて、支援記録システムへの迅速な入力を行い、詳細等職場内全てで把握可能とするよう徹底

・　また、施設侵入防止対策として、非常通報装置、モニターカメラ、人感センサーを設置

（事故、ヒヤリハットの状況）

事故　2 件(居室内での自殺企図･職員への傷害未遂　いずれも警察介入)

(平成 27 年度　1 件)

ヒヤリハット 15 件(与薬ミス･転倒･熱傷等)　(平成 27 年度 25 件)

2.　安心安全な福祉サービスの提供

(1) 児童支援の充実

ア　臨床心理士を含めたチームアプローチによる個別自立支援計画の作成と見直し(年 2 回)

・　ケア担当、臨床心理士、家族支援専門員のチームアプローチによる個別自立支援計画の策定と見直しを年 2 回行い、きめ細かな支援の実施

イ　安心できる生活環境の充実と暴力の排除に向けた個別面談の実施(月 1 回)

・　安心安全な生活環境となるよう、暴力の排除に向けた児童への個別面談を月 1 回実施

ウ　児童の学力の底上げに向けた個別学習支援の充実と学習ボランティアや学習塾の活用

・　児童の基礎学力向上をめざし、毎日の児童支援補助員との個別学習の実施や、個別学習ボランティア･学習塾を活用

エ　社会自立に向けた体験及び意欲向上をめざした協力団体との定期交流や面談(月 1 回)、就労体験見学(年 2 回)等の実施

・　かねてから児童の社会自立を支援する京都中小企業家同友会との面談(月 1 回)交流や、就労体験実習を実施(夏春、年 2 回)。実施後開催した報告会では、どの児童からも有意義な社会体験ができ、自立に向けた意欲的な報告あり

第 10 回就労体験実習報告会

オ　児童との話合いを通した生活ルールの遵守の徹底と児童の意向を反

映した施設運営の実施

・ 児童との話合いを実施(月 1 回)し、生活ルールの遵守や児童の意向が施設生活に反映されるような議題を話合い、より良い学園生活を推進

カ 第三者評価受診による支援の充実及び業務の改善の推進

(評価機関:一般社団法人京都府社会福祉士会)

・ 法人のスケールメリットを活かした中期計画や広報、人事交流・研修等の取組みや、経験年数の長い職員を中心に継続的に行う支援、虐待防止の取り組みや記録業務、また、専門職員の配置や地域参加へは高評価。一方、標準的なアセスメント記録の整理やプライバシーに関する規定や個別事項の支援プログラムの明文化やスーパービジョンの仕組み、地域連携体制などへの充実について改善の指摘あり(評価結果は現在整理中)

キ 家庭復帰後及び卒園後のスムーズな社会生活に向けた支援団体による研修会の実施と職場訪問や家庭訪問等によるアフターケアの充実(ショートステイ利用含む)

・ 卒園後に社会生活がスムーズに送れるよう、京都府入所児童等就業定着支援事業として(株)アイ・シー・エルによる研修会を実施(年 2 回)。また、アフターケアの充実を図り、児童のスムーズな社会参加への一助となるよう職場訪問や家庭訪問、他機関等との連携にて、個々の課題を解消

ク 外部からの講師参加による所内事例検討会の実施

・ 龍谷大学からの講師を招き、日頃の課題のある児童についての支援について所内事例検討会(年 2 回)実施し、支援の向上推進

ケ 余暇活動の充実や情緒の安定をめざした園芸活動及びスポーツ教室等の実施

・ 余暇活動として、児童養護棟前の花壇の手入れを児童と一緒に行い環境整備の実施。また、地域の演劇活動等に積極的に参加し、充実した個別余暇支援の実施

花壇にお花を植えました!

(2)地域福祉への貢献

ア 積極的な地域行事への参加による地域とのネットワーク強化

・ 地域行事(区民運動会、祭礼、餅つき等)に児童、職員とも積極的に参加し、地域とのネットワーク強化推進

イ 地域子育て支援機関(福祉事務所、伏見区本所ネットワーク、民生児童委員等)との情報共有等による連携強化

・ 地域子育て支援機関、伏見区本所地域子どもネットワーク連絡会議、研修会に参加し、地域の情報共有等による連携強化の実施

ウ 子育て支援事業の積極的受け入れによる地域支援の実施

・ 措置児童や一時保護委託児童の入所が増えたことで居室が空くタイミングと合わず、市町村の子育て支援事業は、タイムリーな受け入れには至らず。

(3)広報活動の強化

ア ホームページやブログの活用による外部への PR 強化

・ ホームページのブログにて行事や児童の様子を更新(年11回更新)

イ 保護者及び地域への広報誌の配布や行事への招待などによる施設理解への促進及び連携強化

・ 施設内の情報を掲載した広報紙「学園だより」（年 3 回発行）を保護者や地域に向けて配布

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

（1）業務改善アクションプランの推進・実行

ア 地域行事とのバランスを考慮した、施設内行事の見直し

・ 地域行事に参加することで、社会経験の構築にもつながるため、従前から開催していた学園行事のサマーフェスティバルを取りやめ、地域の夏祭りに参加し、地域との交流推進

イ 入所児童の動向に合わせた夜間体制の強化（充実）

・ 中高生等の入所児童の動向に合わせ、夜間の勤務者（遅出者）を1名増やし、夜間の職員体制の充実、児童個々へのきめ細かな支援を実施

ウ 決裁ラインの見直し等による業務省力化

・ 決裁の要、不要の仕分け等を行い、業務の省力化推進

エ ニーズの把握を目的とした退所児童や子育て支援事業利用保護者等対象のアンケート実施

・ 退園児童の定期的な来園（月1回）時の面談の実施や、子育て支援事業利用保護者等を対象にしたアンケートを実施。特に、退園児童については、適宜その相談等にのり、アフターケアを実施

（2）効率的・効果的な管理運営の方策

ア 関係機関との連携のよる定員の充足

利用児数　　定員：30 人　（単位：人）

区分／年度	年度当初	入所	退所	退所の理由				年度末
				就職	家庭復帰	進学	その他	
平成 26 年度	24	8	12	4	4	0	4	20
平成 27 年度	20	9	9	1	7	0	1	20
平成 28 年度	20	12	6	2	3	0	1	26

一時保護委託として7名（延べ381日）受入れ。施設長及び担当職員等から関係機関に対して、施設の情報や利用状況を適宜発信し、定員充足を目指す中、12 名の新たな入所を受入れ。男女や個々の状況を考慮すると、市町村からの子育て支援事業のショートステイも受入れ困難な状況が継続

イ 定期的な経理状況の分析把握（月 1 回）による効果的な予算執行

・ 四半期ごとの予算執行状況を、業務担当者ごとに把握の上予算を執行

（3）人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 発達障害等に関する研修への参加や職員講師による研修実施及び勉強会の推進

・ 人材育成や専門性の向上を目的とした研修や、所内研修を積極的に行い、職員が自主的に勉強会を開催。支援等について、共通認識の向上促進

イ 支援の充実や業務改善を目的とした、他法人への視察及び派遣研修の実施

・ 社会自立のための具体的な支援を見て学ぶことを目的として、自立援助ホーム「カルーナ」「東樹」の 2 施設へ、視察研修を実施

・ 施設生活の安心安全の取組として、「安全委員会方式」を導入されている児童養護施設「愛知県岡崎平和学園」「愛知県プティヴィラージュ」へ視察研修を実施

ウ 実習生の積極的受け入れや実習後のフォロー実施

・　保育士実習、援助技術実習、介護等体験実習を積極的に受入れ。福祉人材の養成推進

4.　活気溢れる職場づくり

（1）5S 運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続

・　法人全体で実施したサービス向上の取り組み（月 1 回）の中で、生活環境整備（居室プレートの作成や花壇整備など）目標を定め、児童とともに全職員で実行

（2）引き継ぎ時に行う法人基本理念の唱和

・　朝の引き継ぎ時に、法人基本理念の唱和を行い、その理念の浸透促進

弁護士さんを講師に迎え人権研修開催

お部屋等のプレートをみんなで作成！

（7）　こども発達支援センター

【概況】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、こども達の健やかな成長と発達をめざし、診療・療育・相談支援各分野の専門スタッフが連携して、安定した療育を提供すると共に、今年度は専門職による保護者支援にも力を入れ、総合的な児童発達支援サービスを提供できた。それにより、利用者の満足度調査でも高い評価を得るとともに、入園希望者もあとを断たず年間通してコンスタントに通園に繋げることができた。

また、児童発達支援センターとしての機能をさらに強化するべく、相談支援事業所としての地域連携や保育所等訪問支援事業における巡回頻度を上げるなど充実をはかった。地域住民に向けた取組についても、発達障害に関する府民向け講演会の開催、関係機関への講師派遣及び地域療育へのサポートなどに積極的に取り組んだ。

さらに、法人全体で取り組むこととしている虐待防止の取組みについても、職員一丸となって意識の向上や職員間コミュニケーションの強化、対応の迅速化など防止策の徹底に努めるとともに、サービスの充実と経営のバランスを意識した施設運営を行った。

こうした中、当センターの機能向上を図る上で放課後等デイサービスの導入の検討を行っていたところ、京都府の「障害者共生推進事業」の一環として、当該事業の実施とそれに必要な新棟建設の整備が、発達障害児初診待機期間の短縮に向けた当センターへの医師の増員とともに平成29年度京都府予算に計上された。

【事業計画とその取組結果】

1．虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取り組みの強化

ア「虐待防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

・　毎月第一水曜日に「虐待防止委員会」を開催の上、セルフチェックの分析結果から各職員の状況を把握し、施設全体の健康保持の視点からも予防策を実施

イ「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月1回)による課題抽出と改善サイクルの徹底

・　毎月1回の実施で取り組むが、提出率は低下傾向であったことから、再度実施目的を全職員に周知して提出を呼びかけ。自由記述内容を丁寧に受け止め、必要に応じて管理職による面談を実施するなど、個々の課題と全体の課題に向き合い、改善事項については随時朝会で報告する等職員意識の向上を推進

ウ 全員参加の所内研修の実施

・　1月20日　テーマ「障害者虐待の防止と権利擁護」で実施

エ ストレスチェック制度の導入とメンタルヘルスに関する取組みの継続

・　対象者全員（51名）ストレスチェック調査票提出

・　メンタルヘルスをテーマにした所内研修の実施（年1回）や、その他の研修時にグループディスカッションを取り入れ、職員同士のコミュニケーションを高め、個人で抱え込まないような環境作りを推進

(2)危機管理体制の強化

ア 事故･ヒヤリハットや苦情･虐待疑い事案に対する「報告･連絡･相談」の徹底による早期対応

・ 上司や関係者に速やかに報告し、発生翌日の朝会で職員全員に再発防止を周知

イ 「事故防止委員会」(月1回)による検証と改善策の実行

・ 月1回実施 資料事前配布、会議では再発防止策の検討、各部門担当者の輪番制参加

（事故･ヒヤリハットの状況）

事故13件（予約ミス、外傷等） （平成 27 年度 19 件）

ヒヤリハット 41 件（軽微な外傷等） （平成 27 年度 39 件）

・ 事故、ヒヤリハットともに利用者の突発的な行動及び職員の予測不十分による軽微なケガと、診療所の予約ミスが主な内容。これら報告内容を、会議や朝会などで情報共有･注意喚起の上、日常的な予防を強化

ウ 事故･ヒヤリハット防止に関する学習会の開催(年6回)

・ 年6回開催 各現場で想定される事故･ヒヤリハットを設定し、危険回避の具体策をその場でディスカッションの上、職員1人ひとりの意識を高め予防に繋げた。

エ 施設内設備(遊具等)の定期的な安全点検及び老朽設備の計画更新

・ 診療所カルテ保管場所の耐震化工事施工、設備等の計画的改善に向けてのリスト化

・ 予約ミス等事故防止対策として、診察予約データの安全な保存を目的に新規ｻｰﾊﾞを調達

・ 遊具については使用前後の点検に加え、毎月1回安全点検を実施

・ また、施設侵入防止対策として、非常通報装置、モニターカメラ、人感センサーを設置

2. 支援等の充実と地域福祉への貢献

(1)利用者支援の充実

ア 発達障害児に対する効率的な診療体制の構築

・ 発達障害への関心の高まりを背景に、診察児童数は累増しており、そのため平成 28 年度中に受診した児童についての申込みから受診までの平均待機期間は 4.7 ヶ月と長期化

京都府との協議の結果、29年度から医師増員

・ *精神科再診における臨床心理士面接の活用(新規)*

10月より運用開始 精神科受診中の児とその保護者2組を対象に、延べ28回実施

イ 発達に応じた適切な療育プログラムの提供

・ 年齢別ではなく、障害特性による課題とその支援方法がある程度似通ったケース同士をグループ化、こども同士が互いに刺激し合い療育効果が得られやすかったことや、共通の課題を持つ保護者への支援も行い易く保護者の理解や満足度にも繋がる等の効果あり

保育の様子（絵本読み聞かせ）

ウ 保護者支援の充実

・ *障害特性の理解と関わり方をテーマとした学習会の実施(年10回)：通園部門*

通園時保護者を対象に、こどもの課題や保護者の悩み等 17 テーマを用意し、専門職による

少人数の学習会を延べ60回以上実施。

食育や家庭支援に繋げるよう、新規入園児保護者を対象とした給食試食会を実施

・ *発達障害学習会の実施(年2クール　1クールあたり4回実施:診療部門*

実施計画どおり年2クール1クールあたり4回実施

対象は診療所で発達障害と診断された児の保護者を中心に延べ118名が参加

・ *ペアレントトレーニングの実施(年2クール/1クールあたり8回実施):診療部門*

実施計画とおり年2クール/1クールあたり8回実施

対象は診療所受診中の児の保護者で前期 6 人、後期 6 人が参加

エ 放課後等支援事業開始準備(新規)

・ 新棟建設を含め放課後等支援事業の実施について、京都府と協議を行った結果、府において平成29年度予算に関係事業費を計上

オ 第三者評価受診による利用者サービスの見直し及びさらなる向上(新規)

(評価機関:特定非営利活動法人　きょうと福祉ネットワーク「一期一会」)

評価結果は、A評価52項目、B評価10項目

事業計画が業務改善プロジェクトチームによる課題抽出を含め職員一丸となって計画的に推進されている。また、利用者情報が共有システムの他、報告書や会議等を通じて多職種間で共有されており、利用者が相談や意見を述べやすい環境が整備されていると高評価

一方、厳守すべき法令のリスト化や、職員のキャリアに応じた研修体系の整備、多職種が関わる中での分かりやすく書きやすい記録シートの整備などの改善を指摘。法人事務局とも連携の上今後の課題として整理

(2) 草刈り等、環境美化活動の実施(年3回以上)

・ 利用者の安全確保をめざし、全職員で園庭及び駐車場周辺の草刈り整備を年2回実施、その他適宜園庭等の環境整備を実施

(3) 相談支援事業、保護者等訪問支援事業の充実

ア 新規通園児に対する個別相談の継続実施

・ 寄り添う相談支援をめざし、35名の新規通園児全ての保護者を対象とした、相談支援事業所相談員による3ヶ月に1回の個別懇談や、保育士による家庭訪問などを実施

イ 保育所等と当施設を並行通園する児童に対し、集団療育の適応に向けた専門的支援の実施

・ 並行通園児46名を対象に、保育所等訪問事業を利用し一人年2回園訪問を行い、個別支援及び地域支援を実施

(4)地域福祉への貢献

ア 発達障害の理解を府民に拡げるための「発達障害講演会」の開催(年2回)

・ 年2回実施(発達障害者支援センターはばたき　共催)

第1回目　11月26日開催、147名参加

第2回目　3月 4 日開催、　140名参加

イ 支援学校や療育教室への専門職派遣による支援者の育成

・ 依頼のあった12施設を対象に専門職のべ22名派遣

ウ 障害児の地域での育ちを保証することを目的とした、保育所等訪問支援事業での指導助言の実施

・　保育所等訪問支援事業での保育所、幼稚園32カ所への助言指導を各所年数回ずつ実施

エ　地域でのネットワーク会議等における医療ケアが必要なケースに関する指導助言の実施

・ 山城北圏域在宅療養児者のネットワーク会議に相談支援事業所職員が中心となり参加（年 28 回）

(5)広報活動の強化

ア 圏域及び市町村自立支援協議会への参画

・　山城北・山城南・乙訓圏域及び市町の自立支援協議会や発達障害児、医療ケア対応児への連絡会議に参加

イ ホームページを通じた情報発信（ブログの定期的な更新等）

・　毎月発行する「すてっぷ通信」と給食献立及び通園クラス活動やその他、行事に関する記事を適宜更新（延べ43回更新）

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)業務改善アクションプランの推進・実行

ア 業務改善プロジェクトチームを中心に進める課題の抽出と、全職員による計画の実行

・　年間実行計画をプロジェクトチームで作成し、PDCAサイクルにより執行

イ 運営会議での業務実績の分析及び結果の共有と改善策の実行

・　毎月の運営会議（各部門リーダー及び管理職が出席）にて前月業務実績及び予算執行の概要を説明の上、各部門からの分析結果を報告するなど、目標の達成度や課題の共有と改善に向けての協議を実施

(2)効率的・効果的な管理運営の方策

ア 利用料収入等の確保

通園　入退園及び登園人数　　*日々定員：福祉型・医療*型…30 名、児童発達…5 名　（単位：人）

		年度当初	入園	退園の状況				年間開園日数	延べ通園人数	通園率
					卒園	修了	移行			
平成26年度	福祉型児童発達	53	30	16	5	5	6	215	5,974	92.6
	医療型児童発達	13	9	6	2	1	3	215	1,518	23.5
	児童発達(重心)	3	1	1	1	0	0	214	162	15.1
	計	69	40	23	8	6	9	—	—	—
平成27年度	福祉型児童発達	76	19	41	19	20	2	232	4,735	68.0
	医療型児童発達	23	16	13	1	5	7	229	2,255	32.8
	児童発達(重心)	3	10	4	2	2	0	228	561	49.2
	計	102	45	58	22	27	9	—	—	—
平成28年度	福祉型児童発達	54	21	36	22	14	0	230	4,139	60.7
	医療型児童発達	26	16	9	2	3	4	230	2,536	36.2
	児童発達(重心)	9	0	3	1	0	2	212	517	45.0
	計	89	37	48	25	17	6	—	—	—

＊年度当初人数は4月1日付け入園児を含む　　＊入園は4月2日以降を対象とする

*福祉型…知的障害児の通園事業、医療型…肢体不自由児の通園事業、児童発達…重症心身障害児の通園事業

＊「退園の状況」の人数は、3／31付退園ケースを含む

＊「退園の状況」は、卒園（＝年長児期間満了ケース）、修了（＝個人の都合及び療育の修了を認めるケース）、 移行（＝他施設への移籍 転園ケース）

＊「通園率」＝「延べ通園人数」÷「延べ開園日数（年間開園日数×定員）」

外来患者数 （単位：人）

	小児科	整形外科	精神科	合計	発達障害児 初診待機期間 （平均）※
平成26年度	9,496	277	2,025	11,798	2.1ヶ月
平成27年度	10,633	290	2,370	13,293	2.7ヶ月
平成28年度	10,817	224	2,437	13,478	4.7ヶ月

※年度中に受診した児童が実際に待った平均待機期間

保育所等訪問支援事業の地域への周知と実施回数の確保

・ 訪問回数を重ねた結果、各園の本事業の理解は出来、受け入れが良くなった。結果、通園児1人あたり年2回以上訪問支援を実施

「遊びの広場」の定期的開催による新規契約児の確保（目標：10名／年）（充実）

・ 「遊びの広場」の参加児童の内11名が新規に入園

セラピーの外来診療予約の効率化（目標：セラピー予約枠　9枠中の業務率70％）

・ 1 日の中で受入可能なセラピー枠（セラピスト 1 人当たり 9 枠：1 枠につき 40 分）に空きが生じぬよう、セラピスト間で情報を共有し、効果的な予約割り振りに努め、加えて業務率（セラピー予約と保育・会議等の業務を含めた業務実績枠数／9枠）を職員間の共通指標にして時間の使い方を管理。概ね目標を達成（年平均 69.1％）

診察の様子

初診患者数の前年度維持

・ 335名を初診（前年度337名） 前年度とほぼ同じ数を維持

イ 経費の効率的執行

三半期予算管理を活用した適正な執行管理と収支バランスの確認（月1回）

・ 社会福祉法改正を踏まえ、三半期ではなく四半期に予算を配分し、毎月の運営会議にて各部門毎に実績を分析・報告の上職員間で共有

当初予算比、前年度同期比を見据えた現状分析と具体的対応策の実行

・ 年度当初予算案及び四半期執行状況の周知、特別項目のリスト化による進行管理

（3）人材育成の強化と安定的な人材確保

ア 実習生の積極的な受入や実習後のフォローの実施

・ 保育12名、セラピー6名を受け入れ

実習後にボランティアとして活動し、福祉と繋がる機会や就職に関する情報を提供

イ 発達障害を診断・支援出来る医師の育成

・ 発達障害を診断・支援する医師育成機関として 5 名を受入

ウ 職員講師による所内研修の実施（年8回）

・　目標は8回であったが10回実施

エ　階層別研修プログラムの策定・実施(新規)

・　本年度は法人本部と研修委員会を中心にキャリアパスの構築と連動した研修計画が整備されたことを受け、当センター独自の階層別研修計画の見直しを実施

4　活気溢れる職場づくり

(1) 挨拶の励行

・　利用者や職員同士での元気な挨拶を推進

(2) 研究発表の奨励

・　2月4日　近畿肢体不自由児通園施設連絡協議会療育研究大会で「食物アレルギー対応」の研究を発表

(3) 朝会前のラジオ体操とクリーンタイム実施

・　ラジオ体操(月・水・木)と施設内清掃(火・金)とを実施

(4) 伝達朝会などを利用した職員間のコミュニケーションの促進

・　朝会等さまざまな場面において、職員間のコミュニケーション促進を意識

(5) 毎朝朝会時における「一言リレー」の実施(新規)

・　職員提案で発案された「一言リレー」を実施(1人1回)

１０　受託施設運営状況

発達障害者支援センター

【概況】

京都府内における発達障害児・者支援の専門的・中核的な機関として、広く府民への発達障害に関する普及啓発を図るために、公開講演会を実施し、発達障害の理解と支援を深めるとともに、6圏域支援センターと連携し、発達障害のある本人とその家族に、より身近な地域で専門的な相談を受けていただけるよう、6圏域支援センターへの巡回相談を定期的に行い、圏域職員の専門性を強化する取り組みを行った。また、市町村委託相談支援事業所やハローワーク、障害者職業センター等との連携を行い、京都府内の発達障害者に対する支援体制作りや、困難事例へのコンサルテーションを実施した。併せて、支援センターの一層の機能強化のため今年度新たに医師、医療職向けの専門職研修会を開催した。

特に今年度は、京都ジョブパークにおいて、大学生等に対して就労等の支援が実施されることに伴い、発達障害の疑いのある大学生等の対応として、センターから専門スタッフとして職員１名が常駐する体制をとった。

なお、職員は、センター機能が強化できるよう積極的に様々な研修会等に参加し、資質・専門性の向上に努めた。

【事業計画とその取組結果】

1．専門性の高い相談支援の実施

（1）京都府内における支援体制作り

ア　6圏域支援センターの支援や取り組みの現状把握と専門性向上のため、圏域ごとに担当者を決めて定期的（最低でも2ヶ月に1回）に巡回相談を実施

イ　北部・南部に分けて市町村委託相談支援事業所等連絡会を6圏域支援センターと共に実施各地域の特性を知り、顔の見える関係を構築することで支援体制を強化

北部地域（於：福知山市内）　実施日：平成 29 年 3 月 7 日　参加者：18 名

南部地域（於：京都市内）　実施日：平成 29 年 3 月 3 日参加者：23 名

（2）京都ジョブパークに初期対応専門スタッフを配置

・ 大学生コーナーの心理カウンセラーコーナーを担当。職員1名を常駐。ジョブパークと連携して発達障害者への支援及び、ジョブパーク職員への相談、助言を実施（カウンセリング77人）

（3）発達障害専門研修の実施

ア 「ペアレントトレーニング（PT）、ソーシャルスキルトレーニング（SST）支援者養成事業」における専門職研修を京都府障害者支援課とともに開催の上、地域で支援に取り組める人材を育成

イ PT支援者養成研修　開催日：平成 28 年 11 月 11 日、11 月 18 日、11 月 20 日

参加者：134名

ウ SST支援者養成研修　開催日：平成 28 年 10 月 12 日、11 月 5 日、12 月 5 日

参加者：130名

エ　アドバンス（フォローアップ）研修　開催日：平成 29 年 2 月 18 日　参加者：29名

オ　北部地域のペアレントメンター保護者へのフォローアップ研修を1回実施。現状把握及び、ペアレントメンター保護者が抱える不安や要望を聴取。意欲向上、離脱防止に努め、発達障害者疑似体験研修を通して資質を向上

カ　南部地域においては、29年度からのペアレントメンター養成研修開始に向けて、ペアレントメンターに関する理解促進を目的とした研修会を開催（支援学校の PTA や、自閉症親の会、学校教員など計36名参加）

（4）他機関、事業所等へのコンサルテーション機能の充実

・教育機関、福祉事業所、就労機関等からの依頼を受けて発達障害児者への対応や、支援者からの相談に専門機関としてコンサルテーションを実施（70 回）

相談内容別利用状況（延べ相談件数）

区分／年度	発達障害の有無	家庭生活	制度	利用機関	教育・進路	対応困難	就労・職場	その他	合計
平成26年度	61	432	72	287	171	37	474	140	1,674
平成27年度	58	478	50	244	183	98	463	43	1,617
平成28年度	116	461	81	279	269	39	487	181	1,913

（注）・発達障害の有無ー相談の対象となっている者が発達障害かどうか
・家庭生活ー現在の生活に関することや家庭で家族が出来ることについて
・制度ー利用できる制度（手帳・年金・福祉サービス等）について
・利用機関ー診断・相談・支援を受けられる機関について
・教育・進路ー現在通学している学校進路や将来の生活について
・対応困難ー強度行動障害・ひきこもり等について
・就労・職場ー今後の就労・現在勤めている職場に関する相談について
・その他ー事務連絡、上記以外のよもやま話

公開講演会の様子

2.　発達障害の理解促進と普及啓発

（1）府民を対象とした公開講演会の開催（年1回）

一般府民を対象とした公開講演会の実施

ア　日時：平成 28 年11月19日（土）

テーマ「そうだったのか！小児の発達ー発達障害の早期診断と適切な対応はその子の人生を変える！ー」

講師：大阪府済生会野江病院小児科　部長　荒木　敦先生

参加者：320 名

医師や医療職向けの専門職研修会の実施

イ　日時：平成 28 年 11 月 7 日(月)

テーマ：「自閉スペクトラム症：医療的支援に必要となる基礎知識」

講師：京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系 教授　十一　元三 先生

京都大学大学院医学研究科 発達障害支援医学講座 助教 義村 さや香先生

参加者：92 名

（2）ホームページ等によるタイムリーな情報提供

・　講演会や研修会開催のチラシをHPに掲載したが、システム構成上、法人内の他施設の記

事に含まれることから下位表示となり分かりづらくなることが課題。来年度に向けてはホームページを改修の上、よりわかりやすい情報発信を推進

3. 関係機関・団体との連携強化

（1）連絡協議会等各種会議の開催

・ 6圏域支援センターとの連絡会（4回）、市町村委託相談支援事業所との連絡会（2回）の実施 （※再掲）

（2）自立支援協議会、関係機関の会議への積極的参加

・ 府保健所圏域及び市町が障害者の地域生活を福祉・保健・教育・労働・医療機関等との連携で地域の実情に応じた支援を行うために開催している自立支援協議会の発達部会に参加した。山城北圏域自立支援協議会、山城南圏域自立支援協議会には構成員として参加。丹後圏域自立支援協議会にはオブザーバーとして参加。また、労働局や職業センター、教育機関の連絡会議等にも依頼に基づき積極的に参加

4. 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

（1）専門的・中核的拠点としての役割分担・連携体制の明確化

ア 京都府内（京都市をのぞく）の支援体制の整備

・ 6圏域センターとともに行う支援の充実をめざし、地域の現状に合わせた圏域再構築案を検討するが結論については次年度以降に繰り越し

イ 専門相談機関としての資質、専門性の向上

・ 外部機関主催の心理検査実施研修や認知行動療法、発達障害児者のアセスメントツール研究、医学的見地から発達障害を捉える研修等に積極的に参加（延べ22名　計17回）の上、研修内容を生かした相談業務やコンサルテーション業務を実施

（2）圏域支援センター及び相談支援事業所に対する支援

・ 定期的（1～2ヶ月に1回）な巡回相談及び個別ケース会議等への積極的参加

（3）支援者等に対する人材育成の充実

ア 支援者養成事業の実施

・ 京都府とともに企画立案を行い、ペアレントトレーニング養成講座2回、ソーシャルスキルトレーニング講座2回、アドバンス（フォローアップ）研修1回実施。次年度の南部におけるペアレントメンター養成研修開始に向けた、周知研修1回実施 （※再掲）

・ 桃山学園児童支援課へのコンサルテーションの実施（全体講義3回、ケース検討会8回、課内ケース会議へのオブザーバー参加3回、児童の行動観察後の助言1回　計15回）

イ 各種専門研修の実施

・ 医師、医療職等、専門職向けの研修として講演会実施 （※再掲）

・ 労働局、精神保健福祉総合センター、京都府スーパーサポートセンター,京都府職員虐待防止研修等、発達障害児者に対する支援を含めた研修会への講師として職員を派遣

ウ その他研修の企画運営

・ 相談支援者に対する資質向上のための連絡会実施 （※再掲）

１１　自主事業運営状況

（在宅福祉支援センター）

【概況】

法人を挙げて取組を進めている虐待防止について、当センターにおいても職員のセルフチェックや相互チェックを行い、気づきを高め、本事業所が提供するサービス全てにおいて、人権擁護、利用者本位の観点から日々の業務を推進した。しかし、ホームヘルプステーションゆう（以下「ゆう」という。）において、今年の1月に利用者情報を記載した書類を外出途上で遺失する事態を招いたことから、利用者情報の持ち出しは必要最小限にすることとし、職員間での周知徹底及び危機意識の向上を図った。

相談支援事業所TOMO（以下「TOMO」という。）については、心障センター、南京都病院の入所施設利用者を中心にサービス等利用計画の作成を行うとともに、就労を目指す利用者、自宅では介助が困難になってきた利用者、生活訓練終了後に行き場のない利用者など多様なニーズにきめ細かく応えられるよう関係機関と連携し相談支援を行った。

ホームヘルプステーションゆうについては、関係機関への広報活動等で新規利用者を獲得し、在宅で様々な障害（知的、身体、高次脳機能障害を含む精神、難病等）を抱えた利用者に安心安全なサービスの提供に努め、利用増を図ることができた。また、今年度、将来的な在宅サービスの法人内一元化を指向して、ゆう職員がヘルプ洛南を兼務し、ヘルプ洛南の在宅利用者への介護サービスの提供も行ったが、地域におけるニーズや職員体制の課題から当該一元化は見送ることとした。

【事業計画とその取組結果】

1. 虐待防止策等の推進

（1）虐待防止の取組みの強化

ア 「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月 1 回）とその結果分析や改善策検討を行う「気づきミーティング」の実施（月 1 回）

・　セルフチェックリストは毎月実施。職員間の相互チェックを実施。二人で支援に入っている時にお互いをチェックし、気づきを向上。（7 月、ゆう、TOMOとも実施）

イ 在宅の被虐待家族等に対する相談、助言を目的とした「城陽市障がい者虐待防止対策事業」業務委託の実施

・　城陽市と業務委託契約を締結したが、具体的事例はなかった。

（2）危機管理体制の強化

サービス提供マニュアルの作成と更新

・ ゆうのサービス提供マニュアルについて、家事援助など手順内容を検討し、見直し実施。また、ヘルパーが行う支援向上をめざし、ヘルパー支援終了後にミーティングを実施の上、職員間で支援内容の振り返り・指導を実施

2. 安心安全な福祉サービスの提供

（1）利用者支援の充実

ア 認定特定行為業務従事研修（喀痰吸引等研修）受講による、医療対象利用者の積極的受け入れ

・　喀痰吸引が必要な身体介助の依頼がなかったこともあり、未受講

イ ヘルプ洛南と協働した居宅サービスの実施【ゆう】(新規)

・ ゆう職員をヘルプ洛南に派遣。8 月よりヘルプ洛南の利用者 1 名の訪問支援を開始(週 2 回:1 時間ずつ) 10 月から利用者 1 名増(週 3 回:1 時間)

＊いずれも平成 29 年 3 月末まで支援実施。

ウ 法人内施設利用者への自立生活に向けた計画相談の実施【TOMO】

・ 心身障害者福祉センター内の生活訓練事業所「ひまわり」利用者 2 名の退所後通所先への見学、障害者支援施設入所者 1 名の自宅復帰後の通所希望事業所への見学を実施。

生活訓練事業所「ひまわり」の退所者 1 名は、京田辺市の就労継続 B 型事業所へ通所、もう 1 名は、生活訓練を 1 年延長して、生活訓練事業所「ひまわり」と城陽市の身体障害者の生活介護事業所の 2 箇所へ通所することになった。

障害者支援施設入所者 1 名については、自宅復帰を待たずに、城陽市の身体障害者の生活介護事業所へ週 1 回の通所を開始。

・ 桃山学園の障害児入所施設に在籍する過齢児 1 名についても、退園後の生活を見据えて、通所・短期入所先や支給決定機関と連携した計画相談を実施。桃山学園から南山城学園の入所施設へ移行できるように、わこう(生活介護)、輝(日中一時、短期入所)、魁(就労継続 B 型)等利用するサービス等利用計画を作成。今後も桃山学園や福祉事務所と連携をとり、ご家族との対応や、他施設も含めた入所申請を検討。

(2)地域福祉への貢献

ア 「新規事業推進チーム」の現地事務所機能を担い、新規事業の開設準備を推進(新規)

・ 新規事業の開設に向けて事務所機能を担い、関係部署との協議を実施。今年度に於いては、洛南寮や生活訓練事業所「ひまわり」などの退所者受入を想定するグループホームや就労継続事業などについて利用者確保や採算性の課題等もあり開設に至らず。

イ 制度外サービス(私的契約)実施による受け入れ対象の拡大

・ 京田辺市社協、居宅介護事業所等へ訪問し、私的サービスについての情報提供をしたが、依頼はなかった。

(3)広報活動の強化

関係機関(介護系、就労系各事業所、各相談支援事業所等)との連携による新規利用者確保

・ ゆうについては、城陽市、京田辺市を中心に相談支援事業所へ訪問の上情報発信を行い、9 名の 新規利用者を受入れ

・ TOMO については、南京都病院利用者をはじめ、法人内施設・病院、他相談支援事業所から 8 名の新規利用者の依頼あり

3. 自立運営をめざした管理運営体制の強化

(1)業務改善の推進

在宅福祉支援センター内の兼務体制の更なる推進

・ TOMO の兼務職員とゆうの職員とで新規利用者宅訪問し、支援内容の共有と支援職員の体調不良時等の代替えに対応。兼務職員の訪問利用者数は 1 名から 3 名に増加。

(2) 効率的利用料増収・効果的な管理運営の方策

利用料収入等の確保

TOMO:計画相談件数増(目標:100 名 利用支援 30 名、継続利用支援 70 名)

合計 113 名　 利用支援 29 名　 継続利用支援 84 名

TOMO 地域別計画相談支援の延べ件数　（単位:件）

区分 / 年度	入所施設		在宅			合計
	心障(療護)	南京都･他施設	城陽市	宇治田原	他	
平成 27 年度	62	63	3	7	4	139
平成 28 年度	50	41	4	6	12	113

＊計画相談件数は伸びなかったが、在宅の新規利用獲得と在宅利用者のサービス種類変更にともなう 1 ヶ月ごとや 3 ヶ月毎のモニタリングの実施によって継続利用支援件数が増加。

ゆう:契約利用者数(目標:利用契約者数　18 名)

契約件数 15 名(京田辺市5, 城陽市3, 宇治市2, 井手町2, 木津川市1, 宇治田原町1, 久御山町1) ＊現在入院中の利用者 2 名、契約終了利用者 1 名

ゆう サービス提供の状況　（単位:件）

区分 / 年度	居宅介護		重度訪問介護	その他サービス	
	家事援助	身体介護		日中一時支援	自費居宅サービス
平成 27 年度	36	203	0	49	1
平成 28 年度	453. 5	893	0	145	0

＊新規利用者は、4 月に 4 件、8 月に 2 件、9 月～1 月に 4 件の計 10 件。(数字には含まれていないが、ヘルプ洛南 2 名の支援も実施。) 新規利用者が増えたことで、ヘルパー職員 2 名の時間数を週 20 時間から週 32 時間に変更。

(3)経費の効果的執行

三半期予算管理を活用した適正な執行管理と収支バランスの確認(月 1 回)

・ 月 1 回の予算の執行状況を確認

無駄なコピーや印刷等の経費削減

(4)人材育成の強化と安定的な人材確保

ゆう:介護職員初任者研修と協働した居宅ヘルパー実習の実施

・ 予定していたゆう利用者のご協力による介護職員初任者研修での居宅ヘルパー実習については、依頼先の都合により未実施

4. 活気溢れる職場づくり

(1)朝礼時の業務遂行状況の報告と情報共有

・ 下半期より朝礼時、勤務予定、業務遂行状況の報告等を実施。情報共有による団結力の向上など職員意識に影響

(2)事業所内清掃による整理整頓の徹底

・ ヘルパー職員が週 20 時間から週 32 時間と勤務時間が増え、事務処理及び事務所内の整理整頓が効率的に実施。3 月中旬には、事務所が体育館内からリハビリ病院1階へ移転することとなり、併せて書類･荷物の整理を実施

http://www.ksj.or.jp/

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階
TEL:075-222-2212　　FAX:075-222-2236